

金沢市地域福祉計画2023

みんなで支え合う地域社会をめざして



金 沢 市

はじめに

私たちのまち金沢は、古くからの人々の信仰心の厚さや、冬季の除雪作業、家内工業の発達などから、隣近所で協力し合う風土が培われてきた歴史があり、先人によって育まれた連帯の土壌が受け継がれていると言われてきました。

しかしながら、近年、人と人とのつながりの希薄化や、地域コミュニティの機能低下が叫ばれ始めて久しく、本市もその例外ではありません。

少子高齢化やライフサイクルの変化などの社会構造の変化だけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延や、家族が直面する問題の複合化・複雑化といった新たな課題が現れるなかで、地域福祉のあり方は、変化が激しい社会情勢にも対応できる、持続可能な体制が求められています。

そのためには、本市の特色である福祉コミュニティの土壌の重要性を改めて見直しながら、新たな技術や仕組みも取り入れ、多様な支え合い体制を構築する必要があります。

このような状況をふまえ、このたび、金沢の豊かな福祉コミュニティ土壌を基盤にして多様な支え合い体制を構築することを目標に掲げ、「金沢市地域福祉計画2023」を策定いたしました。

本計画のもと、支え合いながら心豊かに暮らせるまちを実現するためには、市民の皆様のご理解とご協力、そして積極的な参画が欠かせません。

本市では、「親和力（ハーモニー）で奏でる金沢」を市政のテーマとしており、音楽のハーモニーのように、市民との協働により、本計画に基づく施策の展開を全力で進めてまいります。これまで以上に皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりご尽力いただきました金沢市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました地域団体の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

2023年（令和5年）3月

金沢市長 村山 卓

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 地域福祉計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画の趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置づけ..... | 2 |
| 3 計画期間..... | 3 |
| 4 策定方法..... | 3 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 5 |
| 1 金沢の地域福祉の基本理念..... | 5 |
| 2 地域福祉とは..... | 7 |
| 第3章 地域を取り巻く現状と課題 | 11 |
| 1 少子高齢化の進行..... | 11 |
| 2 支援を必要とする人の現状..... | 13 |
| 3 地域福祉に関する国の動向..... | 17 |
| 4 金沢の地域福祉を支える社会資源の状況..... | 18 |
| 5 地域福祉推進に関する関係機関..... | 21 |
| 6 アンケート、実態調査、地区社協・民児協会議等での意見..... | 22 |
| 7 解決すべき課題..... | 23 |
| 第4章 計画の目標と施策の展開 | 25 |
| 1 計画が目指す地域福祉の姿..... | 25 |
| 2 計画の体系..... | 26 |
| 3 基本目標..... | 27 |
| 4 基本施策の展開..... | 29 |
| 第5章 計画の推進体制 | 52 |
| 1 計画の推進..... | 52 |
| 2 計画の進行管理..... | 52 |
| 3 成果指標..... | 53 |
| 資料編 | 56 |
| 1 社会福祉法（抜粋）..... | 56 |
| 2 金沢市社会福祉審議会条例..... | 60 |
| 3 その他の関連法規..... | 61 |
| 4 地域福祉活動に関するアンケートの概要..... | 62 |
| 5 民生委員・児童委員活動にかかる実態調査結果の概要..... | 67 |
| 6 町会長アンケート調査結果の概要..... | 71 |
| 7 ブロック別地区社協・民児協会議における意見交換の概要..... | 75 |
| 8 金沢市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿..... | 77 |
| 9 審議経過..... | 78 |

第1章

地域福祉計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

金沢には、先人が築いてきた善隣思想や公私協働の精神がありますが、個人の価値観や生活様式の多様化などによって、地域における連帯感や人と人とのつながりが年々弱くなってきているとの指摘もあります。

一方、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加や核家族化による家族の扶養機能の低下など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者や障害のある人、判断能力が低下した人の増加や、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障害のある人と高齢の親の世帯等、住民が抱える地域生活課題も複雑多様化しています。加えて、子ども・高齢者・障害のある人などに対する虐待への対応、周囲からの支援を拒む人への対応、認知症高齢者などの権利擁護体制の整備、子どもの貧困への対応等、公的サービスだけでは解決が困難な問題が顕在化しています。さらに、近年激甚化が著しい自然災害の発生時における避難の実施にあたっては、地域コミュニティの必要性が強く認識されています。

また、一つの世帯に複数の課題が存在するなど、ケースの複雑化も顕著であり、従来の支援体制ではケアしきれない状況が発生しています。このため、必要な支援が届いていない世帯へのアウトリーチや、多分野にわたって支援できる体制の整備がより重要となっています。

このような中、地域における様々な課題に対応し、あらゆる分野で誰も取り残さず支援が行き届く体制を構築していくためには、金沢ならではの地域コミュニティの良さを改めて再認識し、地域全体がお互いに支え合っていくことができる体制が必要です。

先の「金沢市地域福祉計画2018」では、地域の人々がそれぞれに役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの醸成と、市民協働による包括的な支援体制の推進により、地域・暮らし・生きがいを共に創り高める社会の実現に向けて取り組んできました。

新たな「金沢市地域福祉計画2023」においても、引き続き、それらの取組を進めるとともに、これまで金沢が培ってきた豊かな福祉の土壌を活かしながら、多様な機関の連携により分野や属性を問わずに支援できる体制を構築し、地域の人々と行政等とが一体となって、共に支え合える地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として策定したものです。

本計画は地域という視点から、他の福祉分野別計画を横断した共通基盤として策定するもので、全ての人の地域生活を支えることを目指すものです。地区社会福祉協議会を中心に策定する「地域福祉活動計画（地区別計画）」を推進・補完する計画の意味も併せ持っています。

また、社会福祉法第106条の4第2項に規定されている重層的支援体制の整備について、社会とのつながり作りのための参加支援や、多機関協働の包括的な相談支援などへの対応についても盛り込んでいるほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定されている「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定されている「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」としても位置づけています。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2023年度から2027年度までの5年間とします。

また、国の動向、社会経済情勢などの状況の変化に対しては、必要に応じて計画期間の見直しを行います。

| 2018 (平成30) 年度 | 2019 (令和元) 年度 | 2020 (令和2) 年度 | 2021 (令和3) 年度 | 2022 (令和4) 年度 | 2023 (令和5) 年度 | 2024 (令和6) 年度 |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 金沢市地域福祉計画2018 | | | | | 金沢市地域福祉計画2023 | |
| かなざわ子育て夢プラン2015 | | かなざわ子育て夢プラン2020 | | | | |
| 金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2017 | | | 子ども生活応援プラン | | | |
| 金沢市子どもの貧困対策基本計画 | | | | | | |
| ノーマライゼーションプラン金沢2015 | | | ノーマライゼーションプラン金沢2021 | | | |
| 金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想 | | | | | | |
| 長寿安心プラン2018 | | | 長寿安心プラン2021 | | | 長寿安心プラン2024 |

4 策定方法

(1) 金沢市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

金沢市社会福祉審議会は、社会福祉法の規定に基づき社会福祉に関する事項を調査審議し、市長の諮問に答え、関係行政庁に意見を具申するために中核市に設置されている附属機関です。本計画の策定に関して、当審議会に設置されている地域福祉専門分科会において、計画の方向性について各委員から意見をいただきました。

(2) 金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ

実質的に資料を収集し、原案を策定するために、庁内の部局横断的な職員によるワーキンググループを組織しました。

(3) 計画策定過程における市民の意見の反映

地域福祉活動に関するアンケート

各地区の地域福祉活動の現状と課題を把握するために、地区社会福祉協議会（54地区）にアンケート調査を実施しました。

民生委員・児童委員に関する意識調査

民生委員・児童委員の活動実態を把握し、今後の地域福祉推進における役割・機能を検討するため、民生委員・児童委員及び主任児童委員（1,120名）を対象に活動実態調査を2022年4月より実施し、今後の民生委員等の活動環境整備に必要な課題をまとめました。なお、活動実態調査の回答率は、90%でした。

町会長アンケート調査

町会加入率が減少傾向にあるなか、町会の現状と運営上の課題を把握し、2023年3月に策定した「地域コミュニティ活性化推進計画」の基礎資料とするため、2022年7月～8月に全町会長（1,344名）を対象としたアンケート調査を実施しました。なお、町会長アンケート調査の回答率は、88.5%でした。

ブロック別地区社協・民児協会議

地域福祉活動を実践されている方々の意見を把握し、地域福祉の方向性と市としての取組目標を検討するために、市内全8ブロックに分かれて実施されているブロック別地区社協・民児協会議において出された意見を参考にさせていただきました。

パブリックコメントの実施

計画を策定するにあたり、2022年12月26日から2023年1月25日にかけて市ホームページ等で計画案を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行いました。

第2章

計画の基本的な考え方

1 金沢の地域福祉の基本理念

(1) 金沢コミュニティの維持

介護が必要になっても、障害があっても、地域で住み続けることができるようにするとともに、社会的孤立や経済的困窮、ダブルケア等の昨今の課題に対処していくためには、地域のコミュニティを維持していく必要があります。その実現に向けて、お互いを理解し、豊かな人間関係を構築することが大切です。

私たちのまち金沢は、城下町の歴史や文化、恵まれた自然等の中で、豊かな人間性や高い連帯意識と相互扶助の精神を育んできました。そして、善隣館、町会、消防団、公民館など社会資源が豊富に存在し、自発的に特色ある活動に取り組んでいます。本市では、「金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例」に基づき、今後も地域におけるコミュニティの充実と市民協働を総合的に推進し、良好な地域社会の維持形成に努めていきます。

(2) 善隣思想の発展と郷土再認識のための教育の実践

善隣館は、金沢特有の福祉の拠点であり、大切な財産です。しかしながら、時代の移り変わりとともに、その存在自体を知らない市民が多くなっているのも事実です。

私たち市民は、私財を投げ打って、福祉の向上のために献身的に働いた先人がいたことを誇りに思い、先人の功績を学ぶ必要があります。また、善隣館活動の背景にある善隣思想（※）は、今日においても本市の福祉の根幹であり、また地域コミュニティの維持と発展のために有用であると考えます。

郷土再認識のためにも、善隣館活動の歴史や特徴を学ぶ教育の機会が必要です。

（※）助け合いの心で、近隣の人と心をかよわせ、支え合い、お互いに善き隣人を創っていくという考え方。

(3) 福祉文化の形成

住み慣れた地域において近隣の人々と心をかよわせ、助け合えるまちづくりを推進していくことが、これからも重要であると考えます。

このような観点から、市民一人ひとりが主体となる福祉と健康のまちづくりが推進されていくなれば、福祉は、そこに暮らす人々の風土や土地柄そのものとなっていき、そこに自然と福祉文化が生まれていきます。

(4) ソーシャル・インクルージョンの実現、個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉を進める中で、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の実現が不可欠です。

ソーシャル・インクルージョンとは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、男性も女性も、外国人も、全ての人が一人ひとり大切にされ、いきいきと自分らしく生きる社会を構築する必要があります。

SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という理念にもあるように、地域の中で、全ての人が排除されることなく、その尊厳と人権が尊重され、全員が参画することのできる社会を創りあげることが大切です。

(5) 公私協働によるまちづくり

地域福祉活動は、公私協働により、市民が健康で安心できる「まち」にしたいと考え、行っていくべきものであり、地域に関わりを持つ事業所や各種団体の取組も含めたものです。誰でも困ったときに助け合い支え合うことができる、安心して暮らし続けることができる「まち」とするためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画し、地域生活課題に取り組み、自治意識を高めていくことが求められます。

市民が自ら議論して意見をまとめたものが実現し、努力が形となって実を結ぶことが、市民の意欲をさらにかきたて、一生懸命に自分達の「まち」を議論するようになるという好循環を生み出します。市民一人ひとりが主人公であることを自覚し、まちづくりに参画することが大切です。

また、それぞれの地域には特性があり、福祉サービスに対するニーズは異なると考えられます。地域福祉活動計画（地区別計画）の策定や、地域福祉座談会、ブロック別地区社協・民児協会議の開催などが、地区ごとの課題を把握し、その解決を目指すために大切です。

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の概念

住民が地域福祉に求める機能は、それぞれの立場や状況によって異なりますが、主な機能は次のとおりです。

- 支援を必要とする人をもれなく把握する仕組みがある。
- 住民誰もが「居場所」と「役割」を見出して参加し、それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境がある。
- 自分が住み慣れ親しんだ地域で安心して生活を送ることができる環境がある。
- 従来の近隣住民同士の助け合いに加えて、地域全体で支え合うコミュニティがある。
- 日常生活における様々な地域生活課題に対して、公的サービス以外に地域のサポート体制による支援がある。
- 住民が積極的にボランティアに参加し、多様な活動が展開できる。
- 支援を必要とする人に対してボランティアによる様々な支援が期待できる。
- 住民一人ひとりの権利を守る仕組みがある。
- 安心して暮らすことができる地域環境がある。
- 地域外からの様々な支援・協力を柔軟に受け入れることができる。
- 新しい課題を把握し、それに対する取組姿勢がある。
- 地域全体で子どもを見守り、育む環境がある。

(地域福祉を考える上で参考とする概念)

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
最終とりまとめ（令和元年12月26日）より抜粋

- 地域共生社会とは、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえて、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念である。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である。
- その射程は、福祉の政策領域だけでなく保健、医療など社会保障領域、さらに、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、自殺対策など対人支援領域全体にわたる。
- 加えて、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。
- このため、地域共生社会という理念を掲げて政策展開を行っていくに当たっては、福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体を捉えていくとともに、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図ることが重要となる。

(2) 自助・共助・公助

「地域福祉」という言葉の意味は、対象範囲・内容が大変幅広く、また、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の連携によって取り組むことが基本となります。

なお、本計画における「自助」、「共助」、「公助」の定義は次のとおりです。

「自助」・・・「自分や家族による自助努力」

日常生活の様々な課題に対して、個人の意思と行動や、家族の支え合いによって解決を図ることを「自助」といいます。自分の努力で解決しない課題について、隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりすることも「自助」であり、極めて重要な取組です。また、自分の身の回りのことで問題が生じないように、予め対策を考えておくことも「自助」の一つです。

「共助」・・・「地域住民同士の支え合い」

近隣の住民同士や地域で活動する団体同士の支え合い・助け合い（互助）で地域生活課題の解決を図ることを「共助」といい、地域福祉においては中心的な取組です。

地域で暮らす誰もが福祉の受け手であり、また担い手でもあると認識し、地域の中でお互いに支え合うことができる関係づくりが大切です。

「公助」・・・「行政が行うサービスや支援」

行政が提供するサービスや行うべき支援を「公助」といいます。また、自助や共助だけでは解決できない地域生活課題に対応し、地域福祉を推進するための基盤づくりも「公助」となります。

行政は「自助」や「共助」を支援するとともに、「公助」として取り組むべきものに責任を持って取り組んでいきます。

【参考】

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」では、「自助」「互助」「共助」「公助」を次のとおり定義しています。

自助…自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入

互助…ボランティア活動、住民組織の活動

共助…介護保険に代表される社会保険制度及びサービス

公助…一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護等



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング

「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

(3) 地域福祉に関する「圏域」の捉え方

地域福祉を推進していく対象エリアは市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応していくには、一定の範囲内の「圏域」の設定が必要になります。「圏域」については、以下の図のとおり、「隣近所」、「町会」、「小学校区」、「日常生活圏域」、「市内全域」と設定しました。

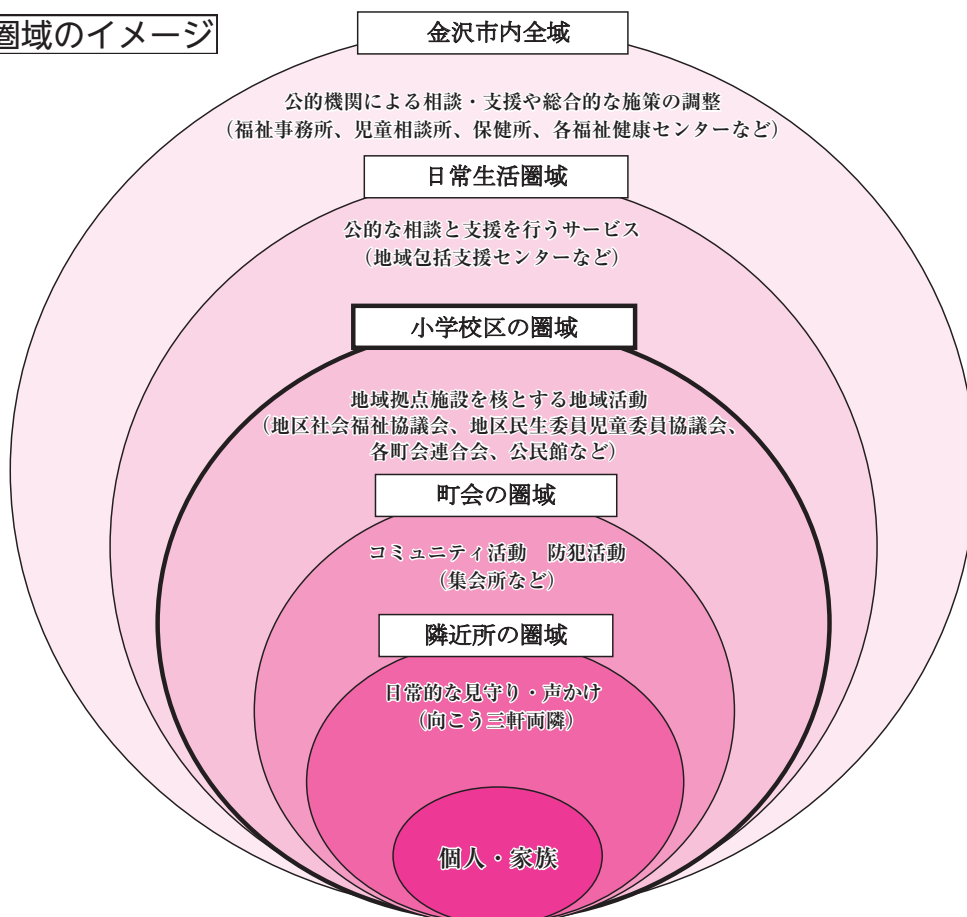
本計画では、小学校区（※）を基礎的な地域福祉の圏域として捉えることとします。なぜなら、小学校区の圏域は、住民が地域意識を持ち、かつ、主体的に活動できるエリアであり、公民館、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、日本赤十字活動における地区・分区、消防団、地域サロンに至るまで、小学校区ごとに活動し、又は組織されているからです。

しかしながら、小学校区の圏域で全ての地域生活課題を解決することは極めて困難です。2020年に実施した市民の地域活動・市民活動に関する意識調査でも、町会が地域コミュニティの単位としてふさわしい地域の広さ、また町会が地域コミュニティの望ましい組織形態と回答する人が増えています。

したがって、地域生活課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、さらに、圏域内や圏域間の連携に加え、圏域を超えたネットワークの構築に取り組んでいく姿勢が不可欠です。

（※）地域福祉の基礎的な圏域となる小学校区は、概ね小学校の通学区域と同一ですが、学校の統廃合等により地区によっては異なる場合もあります。

重層的な圏域のイメージ



地域力強化をとりまく様々な資源

※ 2022年4月1日時点

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------------|-----------------|---|--|-------------------------|----------------------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 隣近所・町会 | 1 3 4 5 町会 | 地区社協 | 民生委員・ 児童委員 1009人 まちぐるみ 福祉活動 推進員 3070人 | | 社会福祉法人、ボランティア、NPO、共同募金等 | | | | | | | | | |
| 小学校区・ 日常生活圏域 | (地区担当) | 54地区 | 善隣館 11法人 | 〔高齢者〕 地域包括支援センター 19か所 ランチ等を含め21か所 | | 〔障害者〕 相談支援事業所 51か所 | 〔子育て〕 利用者支援事業 相談窓口7か所 | 〔子育て〕 金沢地域子育て 支援センター 6か所 | 〔子育て〕 こども広場 7か所 | 社会福祉法人、ボランティア、NPO、共同募金等 | | | | |
| 金沢市内全域 | 金沢市社協 1か所 | 福祉健康センター 3か所 | 保健所 1か所 | がん相談支援センター がん診療連携拠点病院等数 8施設 | | 在宅医療・ 介護連携支援センター 1施設 | 〔高齢者〕 地域包括支援センター 19か所 ランチ等を含め21か所 | 〔障害者〕 基幹相談支援センター 1か所 | 〔子育て〕 子育て世代 包括支援センター 4か所 | | 〔子育て〕 児童相談所 1か所 | 〔子育て〕 社会福祉事務所 1か所 | 〔生活困窮〕 自立相談支援機関 2か所 | 〔生活困窮〕 自立相談支援機関 2か所 |

第3章

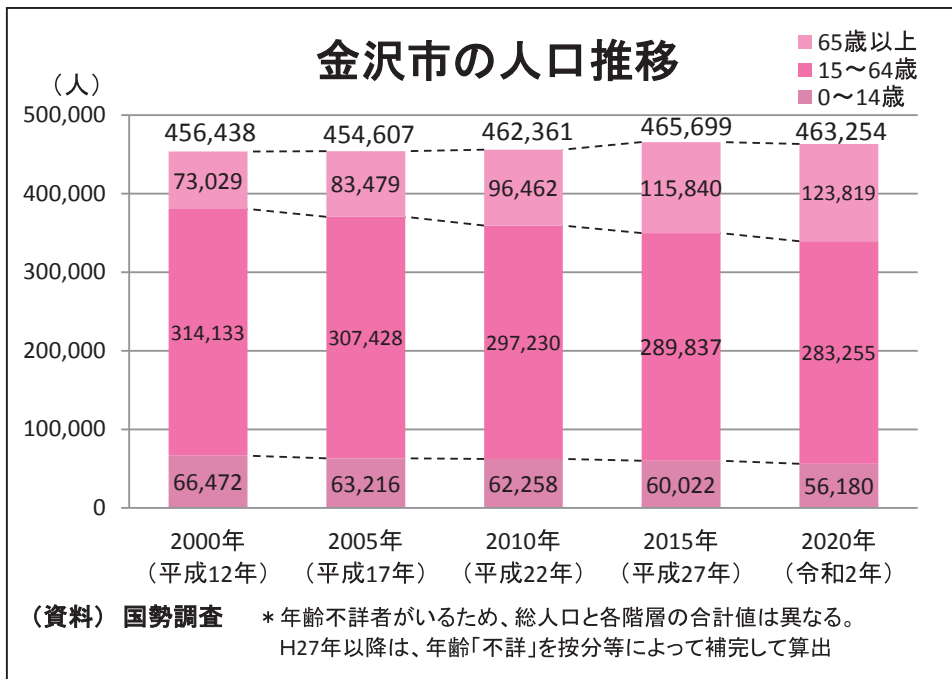
地域を取り巻く現状と課題

1 少子高齢化の進行

(1) 年齢階層別人口の推移

本市の総人口は、2015年までは緩やかに増加し、その後、わずかに減少に転じています。

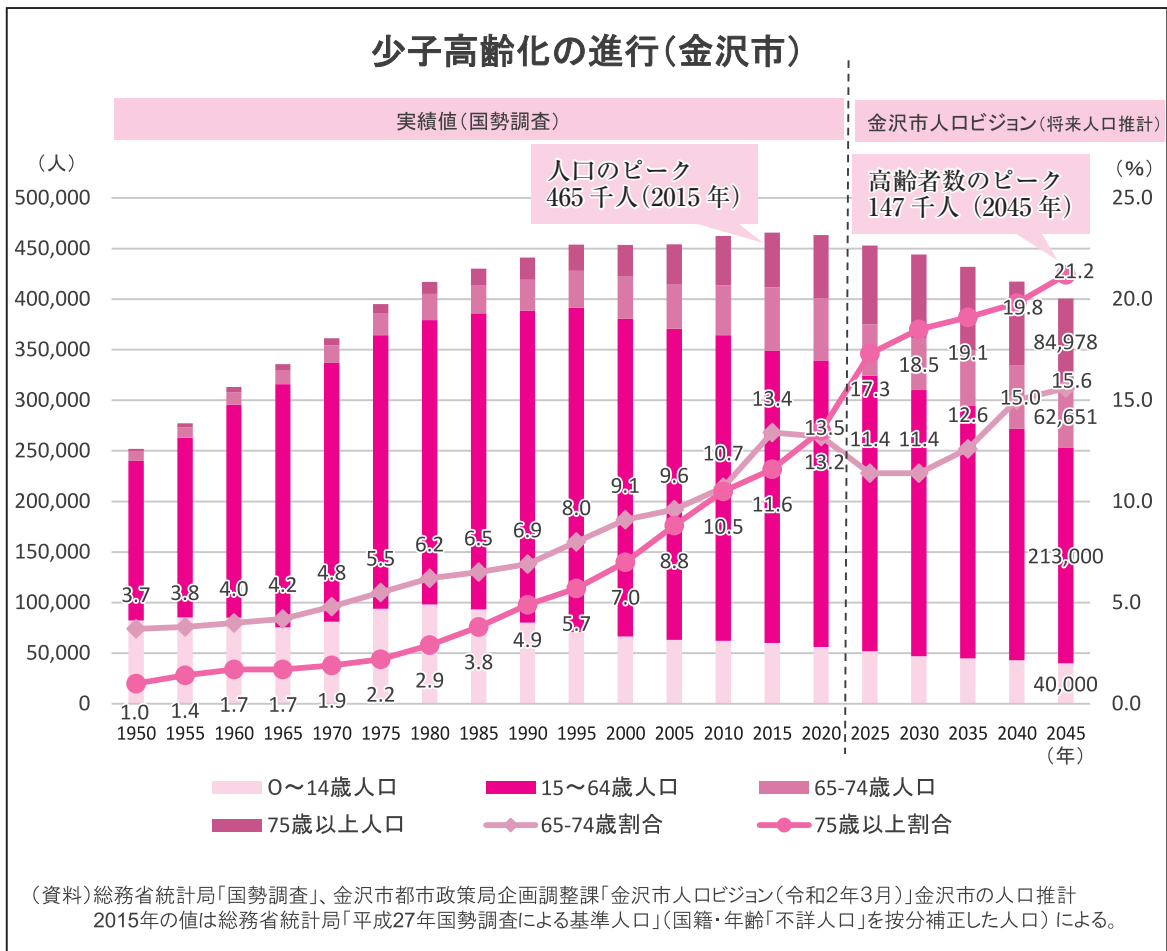
年齢階層別の人口をみると、65歳以上の人口は、2000年から2020年までの20年間で50,790人増加しています。一方で、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向にあります。全体の人口は今後も減少する見通しで、現役世代の負担の増加が懸念されます。



(参考) 「日本の人口・社会動向」

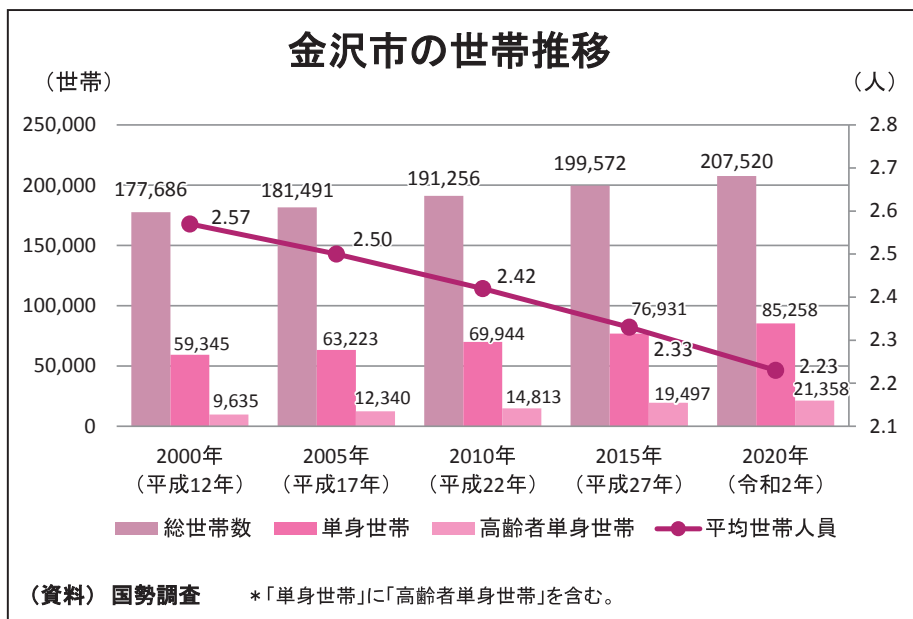
| 指標等 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 備考 |
|------------------|----------|----------|----------|-------------------|
| 総人口 | 12,615万人 | 12,254万人 | 11,913万人 | 令和4年版 高齢社会白書より |
| 14歳以下の人の割合 | 11.9% | 11.5% | 11.1% | |
| 15～64歳の人の割合 | 59.5% | 58.5% | 57.7% | |
| 高齢化率（65歳以上） | 28.6% | 30.0% | 31.2% | |
| 75歳以上の人の割合 | 14.7% | 17.8% | 19.2% | |
| 生産年齢人口が高齢者を支える比率 | 2.08人で1人 | 1.95人で1人 | 1.85人で1人 | |
| 単身高齢世帯の比率 | 12.1% | 13.9% | 14.9% | |
| 生涯未婚率 | 男性 | 28.3% | 27.1% | 令和4年版 厚生労働白書より |
| | 女性 | 17.8% | 18.4% | |

※生産年齢人口・・・15～64歳の人
※生涯未婚率・・・50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合



(2) 世帯構成の推移

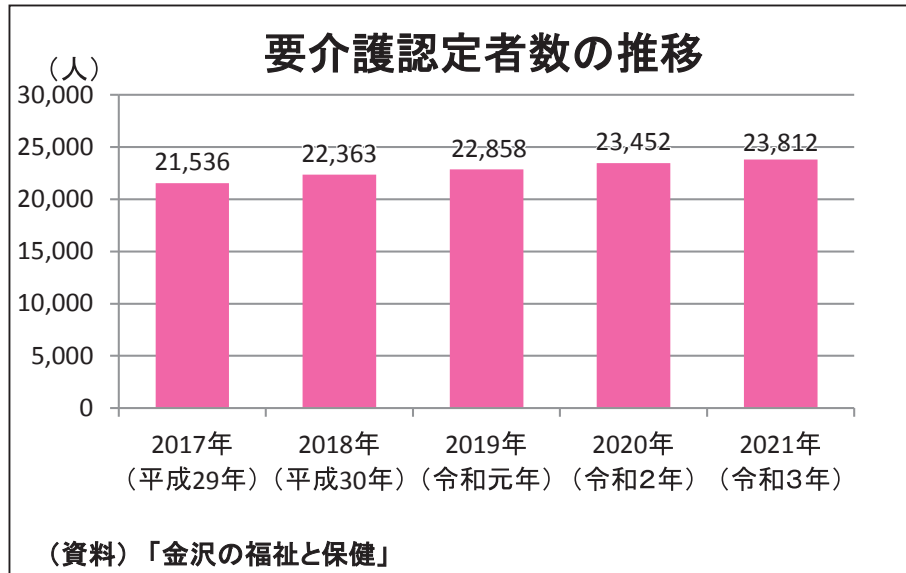
本市の総世帯数は、増加傾向が続いています。特に高齢者単身世帯数は、2000年と2020年を比較すると約2.2倍に増加しており、見守り活動が必要な世帯が今後も増加することが予想されます。一方で、1世帯あたりの平均人員は、減少の一途を辿っています。



2 支援を必要とする人の現状

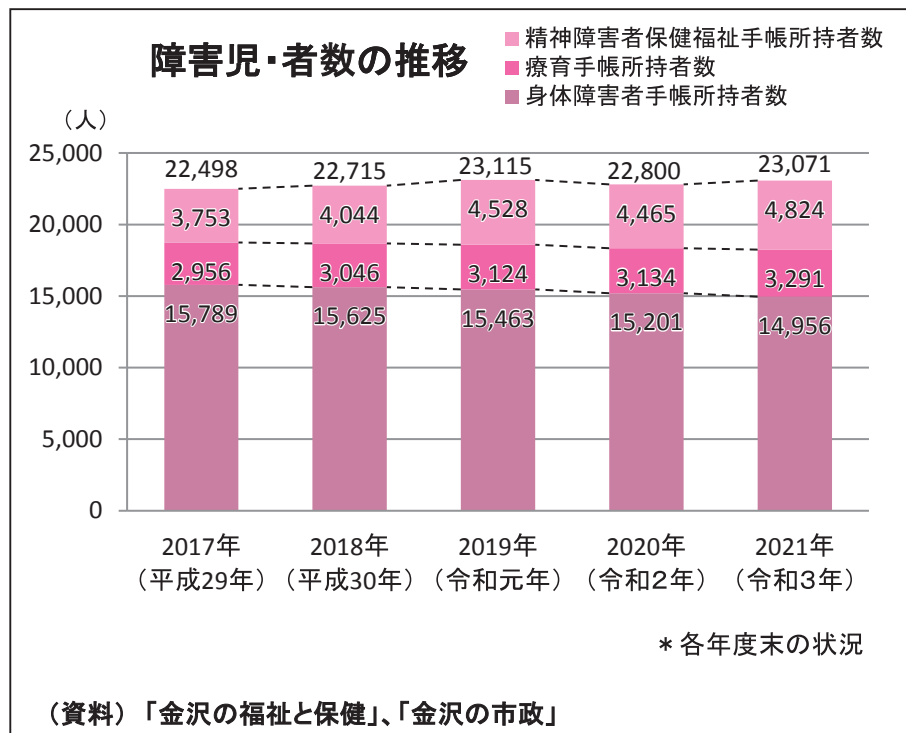
(1) 要介護認定者数の推移

本市の要介護認定者は、2017年は21,536人でしたが、2021年には23,812人（2,276人増）となっています。



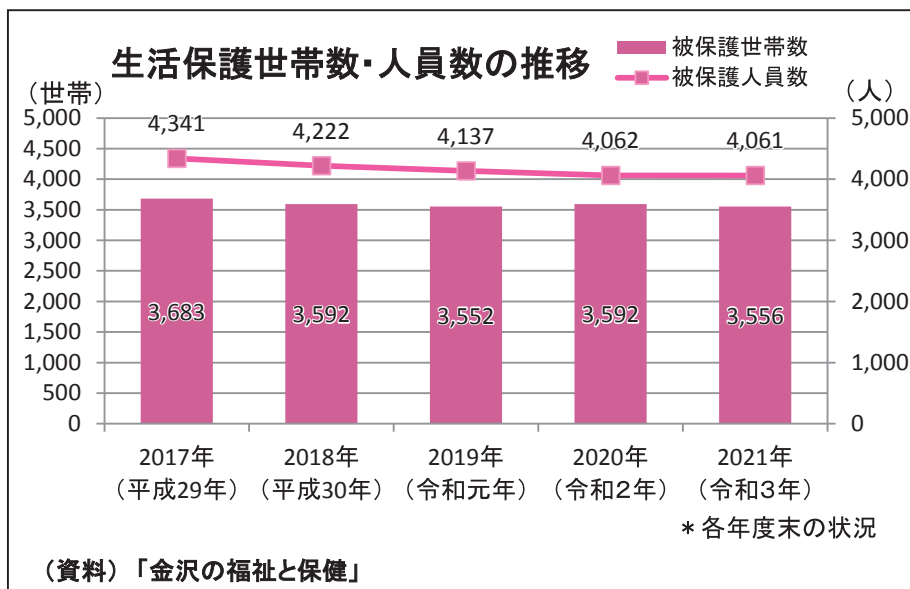
(2) 障害児・者数の推移

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2017年はそれぞれ15,789人、2,956人、3,753人でしたが、2021年には、身体障害者手帳所持者数が14,956人（833人減）、療育手帳所持者数が3,291人（335人増）、精神障害者保健福祉手帳保持者数が4,824人（1,071人増）となり、全体では23,071人（573人増）となっています。



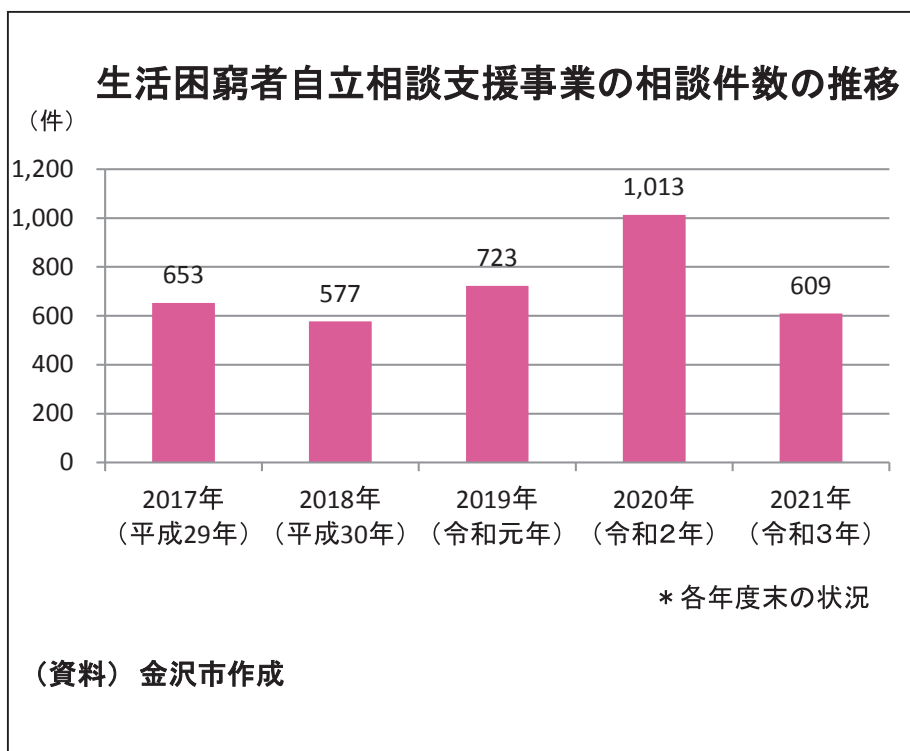
(3) 生活保護世帯数・人員数の推移

本市の生活保護世帯数は、2017年は3,683世帯でしたが、2021年には3,556世帯（127世帯減）となっています。また、生活保護人員数においても、2017年は4,341人でしたが、2021年には4,061人（280人減）となっています。



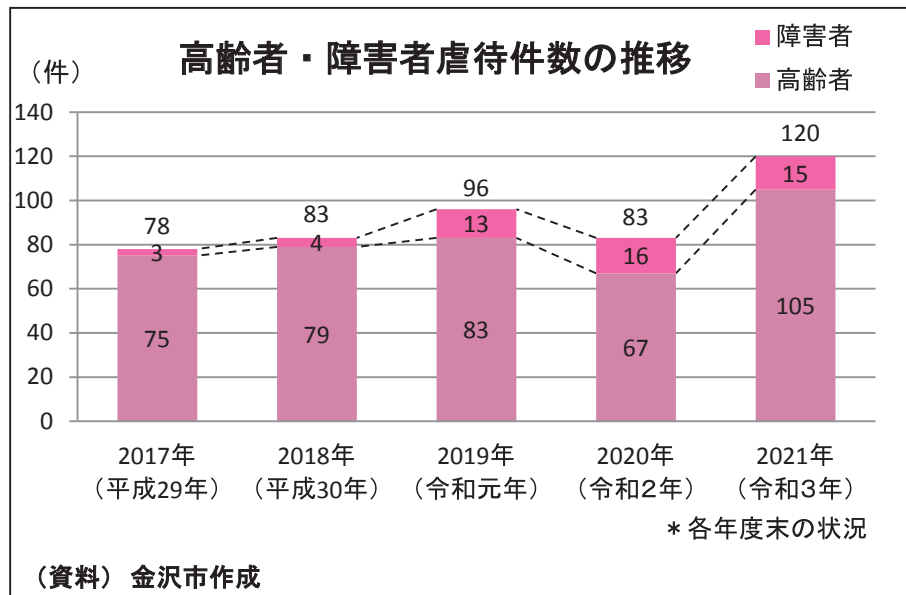
(4) 生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移

2017年の653件と比較すると、新型コロナウイルス感染症による経済的影響が大きい2020年に約1.5倍の1,013件に増加していますが、2021年には609件と減少しています。



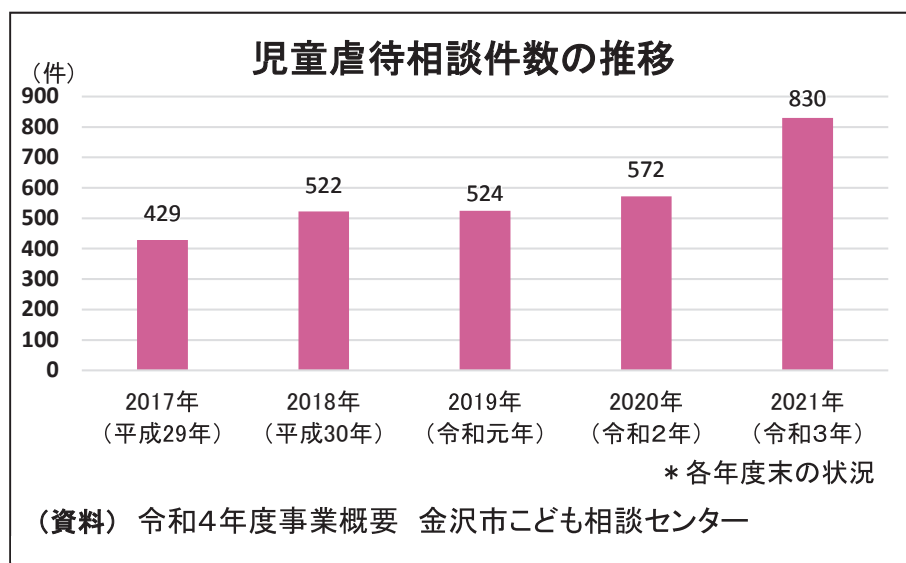
(5) 高齢者・障害者虐待件数の推移

本市の高齢者及び障害者虐待の認定件数は、2021年に大きく増加しており、2017年と比較すると、高齢者は1.4倍の105件、障害者については5倍の15件となっています。



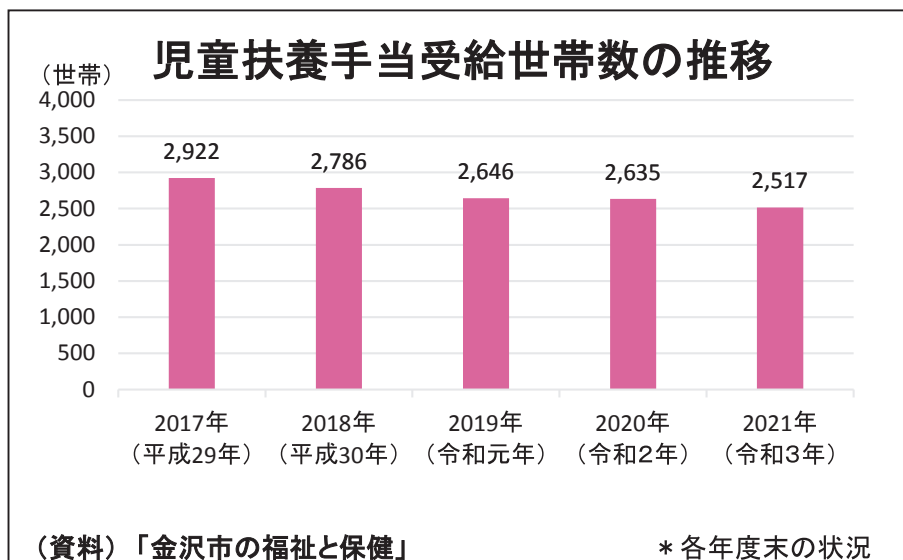
(6) 児童虐待相談件数の推移

本市の児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、特に2021年は、2017年と比較して約2倍の830件の相談がありました。



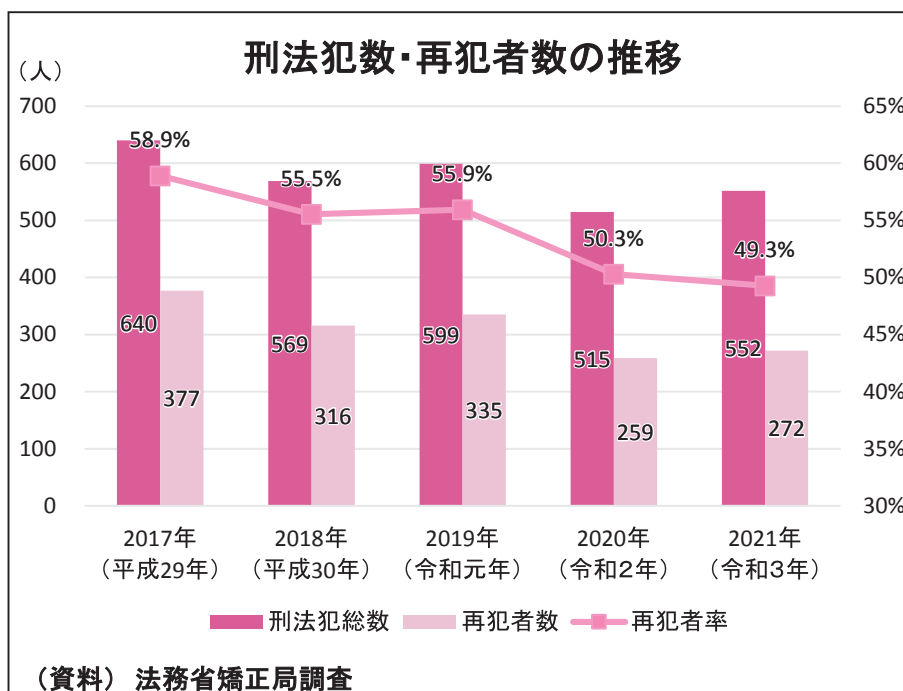
(7) 児童扶養手当受給世帯数の推移

本市のひとり親家庭等に支給する児童扶養手当の受給世帯数は、2017年は2,922世帯でしたが、2021年には2,517世帯（405世帯減）となっています。



(8) 刑法犯数・再犯者数の推移

本市の再犯者数は、2017年は377人でしたが、2021年には272人（105人減）となり、2021年の再犯者率は49.3%となっています。



3 地域福祉に関する国の動向

(1) 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化もあり、国民の抱える福祉ニーズは複雑化・多様化しています。

このため、政府が2016年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提示し、

- ① 小中学校区等の住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ② 市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらにはダブルケアなど、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくり
- ③ 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成に向けた取組などを進めることとしています。

(2) 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に伴い、2018年4月の社会福祉法改正では、主に次の3点が規定されました。

- ① 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会という、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念
- ② 「我が事・丸ごと」の理念を実現するため、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境や、地域生活課題に分野を超えて相談に応じ関係機関と連絡調整等を行う体制の整備など、市町村が包括的な支援体制づくりに努めること
- ③ 地域福祉計画の策定を努力義務とし、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけ、地域福祉計画を充実させること

このほか、2021年4月の社会福祉法改正では、「地域福祉の推進は、地域住民等が相互に助け合っ

て地域福祉に参画すること」と示され、地域住民が主体であることが明文化されました。

(3) 重層的支援体制の整備

2021年4月の社会福祉法改正では、重層的支援体制整備事業が創設されました。

当事業においては、

- ① 相談者の属性、世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ② 社会とのつながりを作る支援を行う
- ③ アウトリーチ等を通じて支援が届いていない人に支援を届ける

などの事業を一体的に展開することで、生活課題の複雑化・多様化に対応するとしています。

4 金沢の地域福祉を支える社会資源の状況

金沢には古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、この背景に、一つには金沢の人々の厚い信仰心、二つには冬季に雪が降る自然環境があり隣近所が協力して作業にあたったということ、三つには、金沢は城下町であり、城下町の産業として家内工業が発達して、人々はその地域で支え合っていかなければならなかったことが挙げられています。

現在、地区社会福祉協議会、善隣館、民生委員・児童委員、町会、公民館などの多様な実施主体による地域活動が活発に行われています。

このような社会資源の活動は、地域の支え合いや助け合いにおいて非常に重要な役割を担っています。

(1) 地区社会福祉協議会

現在、市内には54の地区社会福祉協議会が、小学校区ごとに組織されています。地区民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、校下（地区）婦人会・女性会、子ども会などの各種団体を中心とした地域住民全体が主体となって構成されており、地域の福祉活動の中心的役割を担っています。

（主な活動内容）

友愛訪問、地域サロン、子育てサロン、配食サービス、広報誌の発行、敬老会、地域見守りネットワークづくり、地域ニーズの調査、ボランティアの募集、共同募金等への協力、介護講座、ボランティア育成活動、コミュニティカフェ

(2) 善隣館

金沢のコミュニティを語る際には、善隣館を抜きには語れません。善隣館は金沢の福祉の原点ですが、すでに明治期において、経済的に不安定な人や身体に障害のある人に対して、自宅開放などによって救済しようとする篤志家も現れました。

善隣館を最初に創設した安藤謙治氏は、方面委員（民生委員の前身）に任命されていました。安藤氏は「善隣館の建設の根本精神は要するに庶民階層に対する福利増進並びに精神的教化運動の二大方針を以て善隣思想の実践化を計らんとするにある」と語ったとされています。

1934年（昭和9年）に第一善隣館が創設されたのに続き、1960年（昭和35年）までに19館が開設され、開設当初は、授産事業や託児事業が活動の中心でした。

現在は11館が、社会福祉法人としてデイサービスや保育園などの事業を運営していますが、近年、他の民間施設との競合によりデイサービスを廃止する善隣館が相次いでおり、新たな活動の展開が課題となっています。

善隣館は、今もなお色濃い金沢市民の連帯意識の所産であり、その伝統は、善隣思想を発展させ、受け継いでいく必要があります。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉活動に理解と熱意がある方が地域から推薦され、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員と解されており、その活動は、民生委員法において「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされています。

民生委員・児童委員には守秘義務や政治的中立などの義務があり、交通費等の実費弁償はありますが、給与はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアとしての性格を有しています。

本市においては、200世帯につき1人の配置としており、2022年12月1日に一斉改選を行い、現在1,032人の民生委員・児童委員が活動しています。

主な職務内容は、住民の生活状態の把握（見守り活動）、援助を必要とする人が自立した生活を営むことができるために必要とする生活全般に関する相談援助、関係行政機関に対する協力、地域サロン・子育てサロンの運営協力など多岐にわたっています。

また、民生委員法第20条に基づき、地区民生委員児童委員協議会が、地区社会福祉協議会と同様に、小学校区ごとに組織されています。本市における地区民生委員児童委員協議会の活動は、単に民生委員法上の活動だけではなく、ボランティア団体として、広く地域の福祉活動の主体としての役割を担っています。

(4) 主任児童委員

主任児童委員は、児童委員（民生委員）の中から厚生労働大臣が指名し、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、主な職務内容は、学校や児童相談所など関係機関との連携、民生委員・児童委員への協力・援助などがあります。

本市においては、2022年12月1日に一斉改選を行い、現在110人の主任児童委員が活動しています。

(5) まちぐるみ福祉活動推進員

まちぐるみ福祉活動推進員は、ひとり暮らし高齢者など支援を必要とする人への定期訪問、声かけ、見守り活動を活動内容としており、民生委員・児童委員1人につき、概ね2～3人のまちぐるみ福祉活動推進員が「まちぐるみ福祉活動推進チーム」を民生委員・児童委員の担当区域ごとに組織しています。

2022年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選の後、現在3,385名が金沢市長及び金沢市社会福祉協議会会長から委嘱されています。

(6) 校下（地区）町会連合会（自主防災組織）

金沢における町会（町内会と同義）は、独特の地域共同体としてのコミュニティであると言われ、先人によって育まれた連帯の土壌が町会を支え、現在に受け継がれています。町会は、班から構成され、

町会が集まって校下（地区）を形成し、横の連絡機関として校下（地区）町会連合会を結成しています。

また、校下（地区）町会連合会ごとに結成されている組織には、地域の自主防災組織があります。「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、市内全ての校下（地区）で自主的に結成されており、任務は、初期消火、人命救助、避難、情報収集伝達、避難所運営などがあげられます。

なお、校下（地区）町会連合会の連絡機関として金沢市町会連合会が組織されています。市町会連合会が組織されたのは1962年（昭和37年）で、2022年4月1日現在62の校下（地区）町会連合会、1,345の町会と12,074の班があります。

（主な活動内容）

親睦・レクリエーション活動、環境美化活動、防犯・防火活動、子ども会活動、健康増進活動、防災訓練、交通安全運動など

（7）地区公民館

現在、市内に61館ある地区公民館は、小学校区単位で設置されています。古くから相互扶助の精神を受け継ぎ、各種地域団体と連携を保ちながら活動を展開しており、地域の独自性を尊重した運営方式はいわゆる「金沢方式」と呼ばれ、金沢のコミュニティを語るときには必ず引用される要素となっています。

「金沢方式」には、運営を各地域に委託する「地域主導」、活動の多くを支える「ボランティア」、運営費等の一部を地元が負担する「地元負担」という3つの特色があります。地区公民館がこれほど多く、市民生活としっかり結びついた活動をしているところは、全国でも珍しいとされています。

また、地区公民館は、地域住民にとって最も身近な学びや交流の拠点であり、地域づくりの実践の場でもあることから、多様な学習機会を提供するとともに、地域課題の解決に向けた取組を実践し、地域の活性化、コミュニティの醸成に寄与しています。

（主な活動内容）

三大事業である文化祭、社会体育大会、二十歳のつどい（旧成人式）の開催
成人学級や高齢者学級、地域SDGs学級などの自主講座の開設
グループ、サークルによる各種教室の開催 など

（8）校下婦人会

女性の地位向上及び資質の向上と明るい社会づくりを目的に、小学校区単位で組織され、現在、44の校下婦人会が活動しています。

（主な活動内容）

青少年健全育成・高齢社会問題・ボランティア活動、研修活動、交通安全活動、健康増進活動など

(9) 老人クラブ

老人クラブは自らの老後の生活を健全で豊かなものにするための自主的な組織で、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、明るい長寿社会づくりに資することを目的としており、現在 267 団体が活動を行っています。

(主な活動内容)

社会奉仕活動（友愛訪問、清掃奉仕、地域美化運動等）、教養講座開催（健康教育講座、老人健康食講座、社会問題等教養講座、生きがい講座）、健康増進事業など

(10) 消防団

加賀鳶の伝統を受け継ぐ消防団は、明治の初めに自治消防組が組織されたことが始まりと言われています。現在、金沢市には3つの消防団と49の分団があり、団員の数は1,134人です（2022年4月1日現在。機能別団員119人含む）。年額報酬のほか、災害や訓練への出動に応じて報酬が支給されています。また、消防ポンプ車の購入や機械器具置場を建築する際には地元で寄附金を募っています。

金沢市民の生命、財産は常備消防だけではなく、義勇精神を持つ消防団員の命がけの奉仕によって守られており、このことが金沢のコミュニティの特色です。

5 地域福祉推進に関する関係機関

(1) 金沢市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間団体で、社会福祉法第109条に規定されています。市民や町会などの住民組織、福祉団体、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設・福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、公私の福祉関係者の参加と協力のもと、市民が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な活動を行っています。

金沢市社会福祉協議会は、1951年（昭和26年）に発足し、1954年（昭和29年）に社会福祉法人としての認可を受けました。民間組織としての自主性、広く市民や社会福祉関係者に支えられた公共性、継続的な活動で培ってきた専門性などの性格を活かし、市民の福祉活動の組織化・支援や社会福祉を目的とする事業の連絡調整、住民の参加と協力を得ての事業の企画などを行っています。

(2) 金沢市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、地域の関係機関と連携し、様々な面で支援を行うための総合相談機関として、概ね中学校区のエリアである19の日常生活圏域ごとに設置しています。

主な業務内容は、高齢者の総合相談支援、介護予防等のケアマネジメント、虐待防止等の権利擁護、地域の関係機関とのネットワークづくり、日常生活圏域ごとに配置した認知症地域支援推進員と連携した認知症の人やその家族の支援などです。

6 アンケート、実態調査、地区社協・民児協会議等での意見

地区社会福祉協議会及び町会長を対象としたアンケート、民生委員・児童委員を対象とした実態調査、ブロック別地区社協・民児協会議において出された意見からは、以下のような現状が見えてきました。

(1) 地域福祉活動に従事する担い手の不足

民生委員・児童委員や町会役員、地域ボランティアなど、地域福祉に従事する担い手の不足を実感している方が多く見られます。また、地域への愛着や参加意識の低下から、今後の地域福祉活動を不安に思う声も多く挙がっています。

その一方で、住民を対象としたアンケートの結果から、ボランティア活動への参加など地域福祉に関わりたいと考える地域住民も一定数いることも分かり、いかに適切なマッチングを行うかが重要と言えます。

(2) 課題の複雑化

一つの世帯が複数の課題を同時に抱え、複雑化した状況が解決をより困難なものとしています。また、ひきこもりや、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居し、親が生活を支えている世帯（いわゆる「8050問題」）など、家族のプライバシーに関わる問題にどこまで踏み込むか、支援する側が複雑化した課題に戸惑うケースが増えています。

(3) 災害への備えの必要性

近年の災害の激甚化に伴い、地域でも災害時に備えた取組を行いたいとの意見が多くありました。同時に、実際に災害が起きた際に、要援護者を適切に支援できるか不安を感じているとの意見もありました。

(4) コロナ禍による孤独・孤立

コロナ禍のために集まる機会が減少していることから、単身世帯高齢者などの孤立化を心配する声が多く挙がっています。その中で、対面を避けながらつながり続ける工夫を始めた事例もありました。今後は、今まで通りの活動が行えなくなった際にも地域福祉活動を持続させる仕組みを考えていく必要があります。

7 解決すべき課題

これまでに述べてきた地域を取り巻く現状をふまえ、解決すべき課題について整理します。

(1) 超高齢・人口減少社会の進行

令和4年版高齢社会白書（内閣府）によれば、我が国の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、令和3年10月1日現在で28.9%となっており、団塊の世代が75歳に達する2025年には、高齢化率は30%に達することが予想されます。本計画期間中には、これに伴う社会保障費や医療費の負担増が懸念される、いわゆる「2025年問題」を迎え、高齢化率はその後も上昇を続け、2035年に32.8%で約3人に1人が高齢者になると予測されています。

また、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2053年には人口が1億人を下回ることが推計されています。

このように超高齢・人口減少社会が一層進行するため、将来を見据えた対策を早急に講じる必要があります。

(2) 地域コミュニティの変容と地域生活課題の多様化

今後の福祉施策の大きな流れは、「地域共生社会の実現」であり、その背景には、人々の生活を支える基盤となる地域の重要性の高まりがあります。

一方、都市化の進行、産業構造・雇用形態の変化、ライフサイクルの変化などにより「人の流動化」が著しく進み、住民の地域への帰属意識が低下した結果、地域コミュニティが弱体化しており、このことは、町会加入率の低下や、民生委員をはじめ地域団体の役員等の確保が困難であることなどに表れています。

さらに、近年の空き家の増加によって防災性・防犯性の低下、ごみの不法投棄、景観の悪化など様々な影響が地域に及ぶことも懸念されています。

地域コミュニティの弱体化で発生する問題としては、住民相互の無関心、相互扶助機能の低下などが挙げられ、課題を抱えて孤立する人に支援の手が届かず、事態のさらなる深刻化・複雑化を招く状況が懸念されます。また、子育てに関しても、地域コミュニティの中で子どもを育てる環境が減少しており、核家族化の進行も相まって、子どもの教育や子どもとの接し方に対する悩みを持つ親が増加しています。

このような日常生活における様々な課題やちょっとした困り事などについては、これまでは地縁・親族による助け合いによって対応してきました。

しかし、人口減少・少子高齢化の進展、地域コミュニティの弱体化や支援を必要とする人の増加に伴う、地域福祉活動の担い手不足や高齢化、固定化などにより、従来の地域における支え合いを期待することが困難になってきました。

近年特に多くみられる地域生活課題は、主に次のとおりです。

- ① 単身高齢者やひきこもりの当事者など社会的に孤立化している人の増加
- ② 高齢者、判断能力が低下した人、外出困難な人など、見守り・援助を必要とする人の増加
- ③ 除雪、電球交換、ちょっとした困り事など公的制度外のニーズの増加
- ④ 8050問題、ダブルケアなどの課題の複合化
- ⑤ 制度の谷間にある人への対応
- ⑥ 虐待、孤立死、徘徊、セルフネグレクト（自己放任）、ヤングケアラーなど、当事者と一部の関係者だけにしか見えない課題
- ⑦ 気軽に相談や支援をお願いすることが難しく、孤独な育児をする親の増加
- ⑧ 頻発する自然災害発生時における、避難時の要援護者の対応
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の停滞に伴う、生活困窮者の増加、地域福祉活動の縮小

これらのことを踏まえて、このままでは住み慣れた地域が「暮らしにくい地域」になりかねないことを住民も行政も強く認識する必要があります。これまでの生活の質を今後も維持していくためにも、地域におけるつながりを強化するとともに、地域コミュニティと連携した支え合いの体制を構築することが重要です。

(3) 地域における社会資源の連携

地域福祉活動の核を担っている地区社会福祉協議会では、多様化する地域生活課題解決のための各種団体（町会、公民館、婦人会、学校、福祉施設等）との連携が不可欠ですが、担い手不足や、各団体の多忙化により、地域生活課題が各団体と十分に共有されていない状況にあります。地域生活課題を解決するためには、各団体間の連携や、団体間を連絡・調整するコーディネート機能の強化が不可欠です。

(4) 生涯を通しての生きがいづくり

健康寿命の延伸により、身体能力が高く、経験豊富で専門性の高い元気な高齢者が増加しています。今後は高齢者の生きがいを高めるための社会参画、健康づくり、余暇の充実などの環境整備が必要です。

第4章

計画の目標と施策の展開

1 計画が目指す地域福祉の姿

**金沢の豊かな福祉コミュニティ土壌を基盤に、
多様な支え合い体制を構築する**

地域とは、高齢者、障害のある人、子どもなど立場や環境が異なるあらゆる人々が暮らす本拠であり、その地域において、市民一人ひとりが居場所や役割を持ち、かけがえのない人間として尊重された日常生活を送ることは、希望や喜びを感じて心豊かに生きるための大切な要素です。

金沢市は、歴史的な背景から、地域における豊かなコミュニティ土壌が古くから培われてきました。この先人によって育まれた連帯の精神は、現在、善隣館、町会、地区公民館などの金沢独自の活動に受け継がれており、地域の支え合いにおいて重要な役割を担っています。

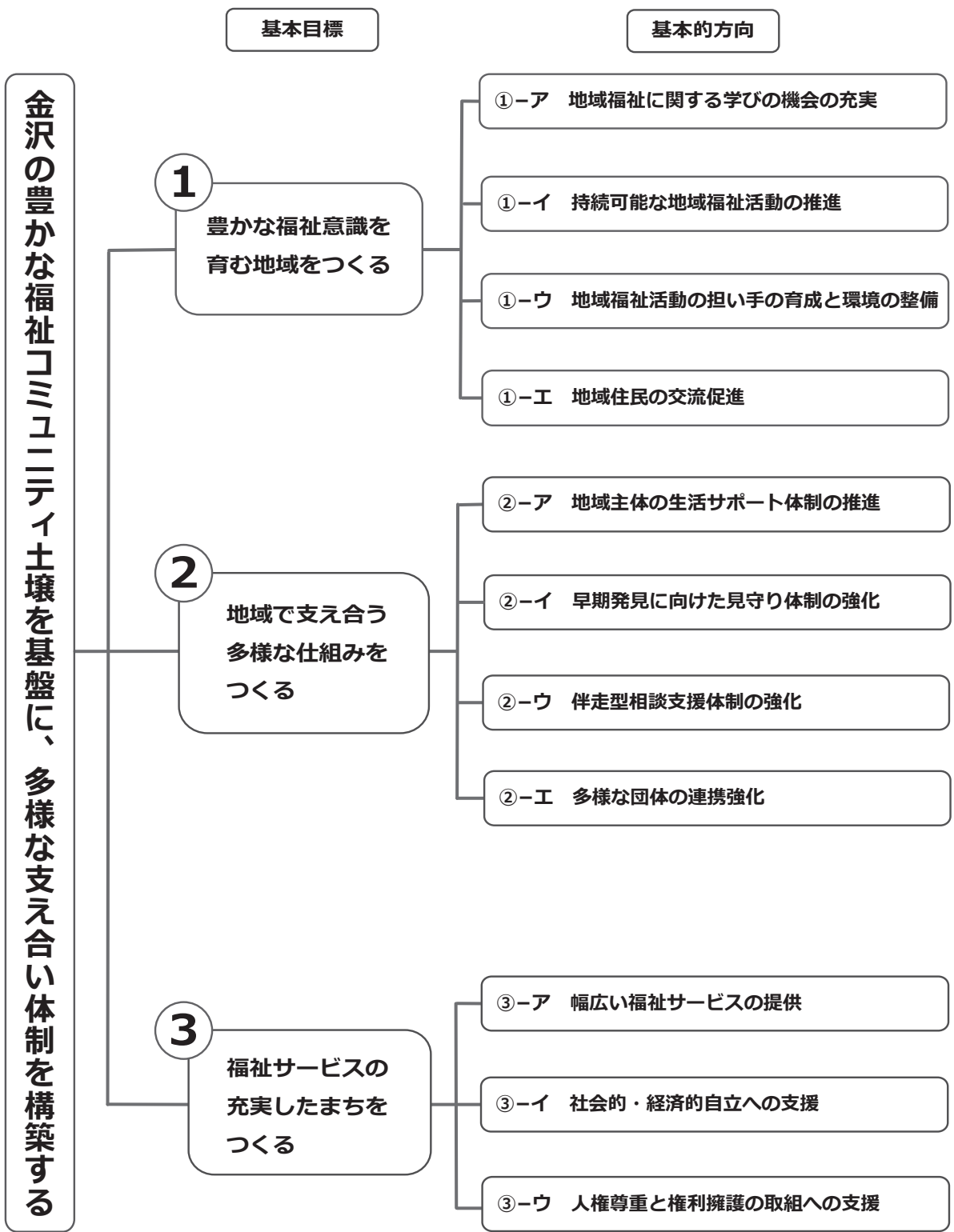
その一方で、ライフサイクルの変化などにより、住民の地域への帰属意識の低下が進んでおり、地域コミュニティが弱体化している側面も見られます。

また、地域における課題においても、近年では、一つの世帯において相互に関連し合った複数の課題が存在するなど、ケースの複雑化・多様化が見られ、特定の分野からの支援だけでは対応できない場合も増えています。

このような多様化する新たなケースにも対応するためには、古くから培われてきた福祉コミュニティの強みを再認識し、これを基盤として、多様な団体が連携し、分野を問わずに支え合える体制を整備することが必要です。

本計画では、地域と行政が協働して地域全体で支え合う体制を推進することで、孤立や社会的排除のない、誰もが安心して暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の体系



3 基本目標

計画が目指す地域福祉の姿、「金沢の豊かな福祉コミュニティ土壌を基盤に、多様な支え合い体制を構築する」を実現するため、以下の基本目標を設定します。

基本目標①「豊かな福祉意識を育む地域をつくる」

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、地域における役割を理解することが大切です。また、支える側と支えられる側は、固定した関係ではなく、個々の状況によってその関係は変化するものであるため、思いやりの心を育み、人と人とのつながりを深め、「顔の見える」関係で、お互いに支え合う地域づくりを推進します。

また、日々変化する社会情勢の中、地域福祉活動を持続させる工夫が必要です。ソーシャルメディアやICTを活用しながら、担い手不足やコロナ禍における課題などへの対応を図ります。

さらに、地域福祉活動の推進にあたっては、地域団体やボランティアグループ等の地域における社会資源の活動が不可欠であり、その中心となる地区社会福祉協議会の活動は極めて重要です。意識啓発や参加へのきっかけづくりを行うことで、市民に地域活動への参加を促し、地域活動の活性化を推進します。

基本目標②「地域で支え合う多様な仕組みをつくる」

これまでの見守り活動や公的制度から外れる人が増加し、社会的孤立を防ぐ取組が急務となっていることから、地域内の支援を必要とする人をもれなく把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みを構築することが必要です。

孤立する人の社会参加への支援や、支援が届いていない人を早期に発見するためのアウトリーチ等を通じて、継続した支援に結び付けます。

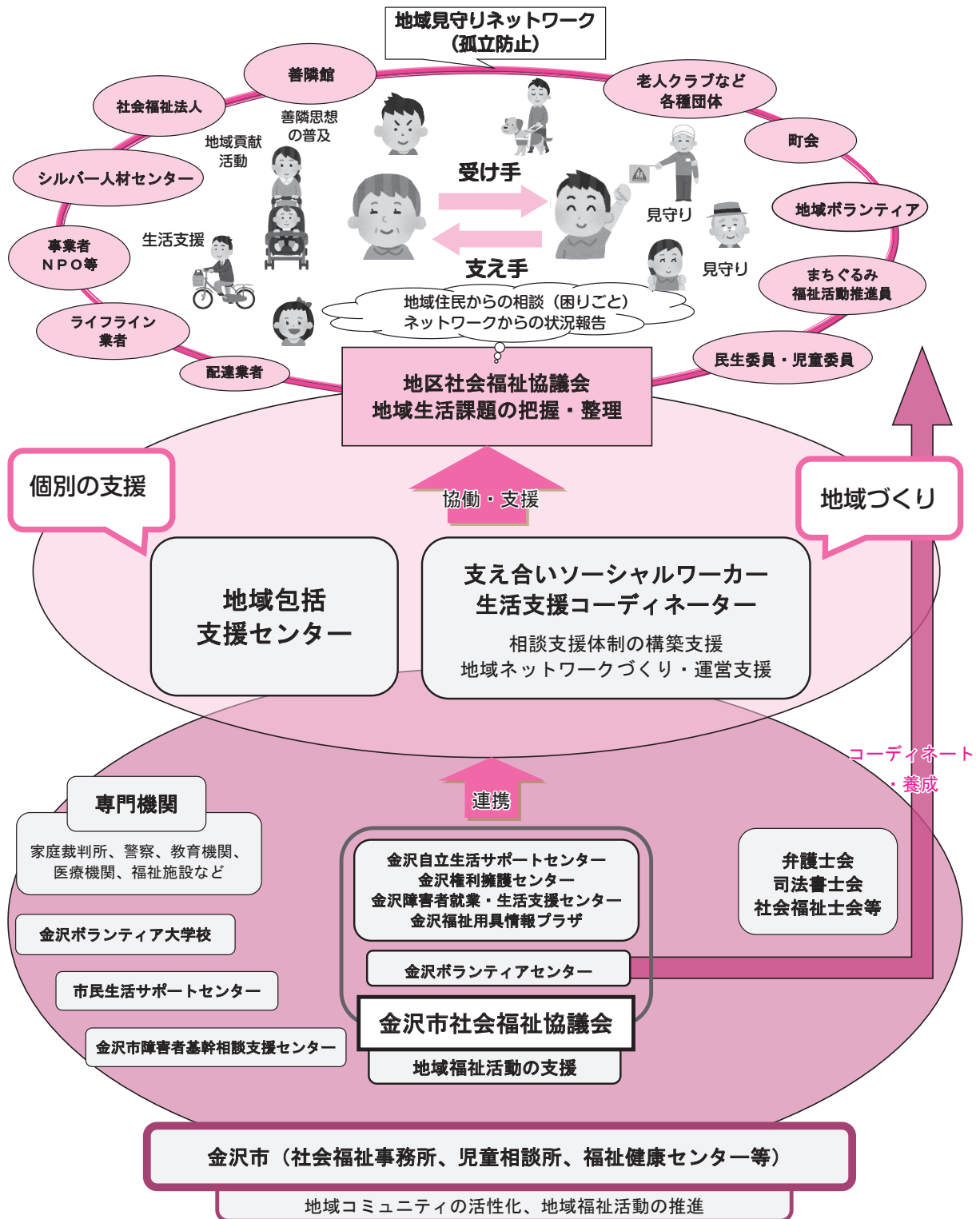
また、地域が主体となって行う地域生活課題へのサポート体制や、住民相互の支え合い体制の構築を進めます。

基本目標③「福祉サービスの充実したまちをつくる」

本計画は他の福祉分野別計画の上位計画として、整合性を図り一体的に推進していくものです。地域には支援を必要とする様々な人が暮らしており、こうした人々が安心して暮らし続けられるためには、住みよい環境をつくるとともに、福祉施策を充実させていくことが必要です。福祉サービスの量的確保のみならず、サービスの質の向上を図ります。

また、経済的に困窮している人、社会的に孤立している人などの自立を支援する取組や、成年後見制度の利用促進をはじめとする、判断能力が十分でない人の権利擁護の取組を推進します。

「地域の支え合い体制」のイメージ図



市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心感・充実感をもって暮らすことができるよう、地域内の福祉ニーズ・生活課題を共有し、その解決を図るために市民一人ひとり (市民、地域団体、事業者、行政など) が相互に連携・協力し、みんなで支える地域社会を目指します。

4 基本施策の展開

地域福祉を推進する実施主体を「地域」、「市社会福祉協議会」、「行政」に区分し、それぞれの取組内容や期待される役割を示しました。

基本目標①「豊かな福祉意識を育む地域をつくる」

(基本的方向①ーア) 地域福祉に関する学びの機会の充実

(現状)

地域において、日常的に様々な福祉活動が行われていますが、活動内容が市民に知られていないことや、活動者の高齢化や固定化、後継者の不足などの課題が生じていることから、情報発信体制の強化が必要です。

福祉活動の積極的な情報発信と、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする、市民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

(施策の方向性)

地域団体をはじめ、各種ボランティアの活動内容や成果、先進事例の情報収集を積極的に行い、ソーシャルメディア等も活用しながら市民が情報を得やすい広報体制を構築し、活動情報の積極的な発信に努めます。

また、市民の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動への参加に結びつく講座を実施し、市民の積極的な参加を促します。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|------|--|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉・高齢者・障害のある人・社会的孤立等に関する福祉や保健への関心を高め、一人ひとりができることから行動するように心掛けます。 ○地域行事、ボランティア団体の活動等について、幅広い世代の住民に興味を持ってもらえるよう広報誌、地域のホームページ等で紹介します。 ○「楽しい」「やりがいがある」ボランティア活動の参加を促し、身近な地域福祉に関心を持ってもらえるきっかけをつくります。 ○地域の保育園・幼稚園や学校・児童クラブ等とタイアップした地域活動を行い、地域の高齢者や障害のある人との交流を促進します。 ○企業・学校等が行うボランティア体験に協力します。 ○ボランティア講座や福祉に関する学習会を開催します。 |

| | |
|----------|--|
| 市社会福祉協議会 | <p>○市民へ地域福祉に関する情報提供を行うとともに、地域活動の先進的な取組事例をソーシャルメディア等で紹介し、関心を持つ人の裾野を広げていきます。</p> <p>○地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア等と連携・協力し、地域住民自身が福祉について学び合う機会を作ります。</p> <p>○小中学校を福祉協力校に指定し、地域の関係団体と協力し、児童・生徒のボランティア活動体験や福祉の学習会等を通して、思いやりの心を育みます。</p> |
| 行 政 | <p>○高齢者や障害のある人等に対する福祉や保健に関する基本的理解が深まる学習・教育機会の充実を図ります。</p> <p>○ソーシャルメディア等も活用し、福祉と保健に関する様々な情報の提供を行います。</p> <p>○地域福祉等に関する研修会・座談会などを通じて、福祉について考えるきっかけや地域福祉等の考え方を広めます。</p> |

<基本的方向の成果指標>

- 金沢かがやき発信講座の開催回数
- ソーシャルメディアを使った地域福祉活動紹介等の情報発信回数
- 地域福祉意識醸成講座の開催回数

地域活動の紹介 I <<地域福祉座談会>>

誰もが安心して暮らせる地域づくりを行うため、多様な主体間による地域の互助活動の調整の場として地域福祉座談会を開催しています。

多様な主体間でネットワークを構築し、地域の情報共有および連携・協働による地域ニーズの把握やそれに基づいた社会資源の開発等、地域の互助活動が広がるように話し合いの場を設けています。

<具体的な取組>

◆主催 地区社会福祉協議会 及び 市社会福祉協議会

◆出席者

- ①地区社会福祉協議会関係者 ②民生委員・児童委員
- ③まちぐるみ福祉活動推進員
- ④各種団体長等（地域の実情に応じ、婦人会、育友会等）
- ⑤地域包括支援センター ⑥市社会福祉協議会
- ⑦金沢市行政
- ⑧地域の関係者（民間企業、社会福祉法人、ボランティア団体等）

◆役割

- ①地域の福祉（生活）課題の整理
 - ・ 地域課題の見える化
 - ・ 地域の互助活動でできること
- ②地域の互助活動の調整
- ③地区の情報共有



(基本的方向①ーイ) 持続可能な地域福祉活動の推進**(現状)**

増加するひとり暮らし高齢者等の地域生活課題への支援活動について、地区社会福祉協議会を中心とした取組や善隣館活動、町会活動の新たな展開が求められています。同じ地域内の様々な課題・ニーズに対して組織的な取組を進めるためには、組織力の強化、活性化を図るための支援、マネジメント力の向上が必要です。

また、感染症の拡大など、様々な理由によってこれまで通りの活動が行えなくなった際にも、地域福祉活動を継続できるような仕組みについて考える必要があります。

(施策の方向性)

地区社会福祉協議会や善隣館等の活動と役割の必要性について、地域住民に理解と協力を求めています。

また、ICT活用の推進や、市民活動サポートセンターによるコミュニティ活動の支援、地域住民に対して地域の状況や活動等についての情報提供などを行い、状況やニーズに応じた地域福祉活動が実践できる組織への変革を図っていきます。

さらに、地域事情に応じた地域独自の活動が展開できるよう、地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附活動などの取組を推進します。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|----------|---|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会の理事会等を定期的開催し、構成団体間の意思疎通を図ります。 ○地域福祉活動計画策定にあたっては、地域住民の積極的な参画に努めます。 ○地域福祉を推進するスタッフの充実を図ります。 ○地域内のネットワークづくりを進める観点から、構成団体の活性化に努めます。 ○随時、若手の事業推進リーダーを登用するなど、活力ある組織体制の構築に努めます。 ○地域福祉活動の財源となる共同募金の趣旨を理解し、募金活動に協力します。 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が地域活動に主体的・積極的に活動できるように地区社会福祉協議会役員のマネジメント力を高める研修を充実します。 ○地区社会福祉協議会の活動指針や活動マニュアルを策定し、地域福祉活動計画策定に協力します。 ○地区社会福祉協議会の事業・活動に対する支援体制を強化します。 ○地区の実情に応じて課題を分析・評価し、地域の資源の見える化を進めます。 ○各種財団等が行う助成金についての情報提供や相談支援を行います。 ○地域福祉活動の財源となる共同募金運動への協力者の拡大に努めます。 ○赤い羽根共同募金の機能を生かした金沢市共同募金委員会の活動を支援します。 |

| | |
|--|---|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ○善隣思想を普及啓発し、地域コミュニティの活性化を図ります。 ○ICTの活用も含めた地域福祉活動の継続を図ります。 ○市民活動サポートセンターにより、コミュニティ活動を推進します。 ○地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組を推進します。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小型タグ、感知器及びスマートフォンアプリを活用した認知症高齢者地域見守りネットワークのボランティア登録者数 ○ 市民活動サポートセンターへの相談件数 ○ 地区社会福祉協議会研修（ブロック別・地区別）の開催回数 | |

(基本的方向①ーウ) 地域福祉活動の担い手の育成と環境の整備

(現状)

地域福祉の主な担い手には、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員、各種ボランティア団体などが挙げられます。担い手の高齢化、認知症などの課題や支援を必要とする人の増加などの要因により、ニーズに対して人材が不足しています。また、複雑化して対応に苦慮する課題が増加していることから、支援者が負担を感じるケースも増えています。

このほか、民生委員の高齢化や、経験豊富な人材の減少、活動内容の周知などの課題があります。

(施策の方向性)

全ての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「おたがいさま」の精神を実際の地域活動に結びつけるため、ボランティア活動のきっかけづくりや、活動を促進する取組などにより、地域福祉の担い手を生み出します。また、地域福祉活動の継続・充実を図るため、金沢ボランティアセンター等による地域活動のリーダーやキーパーソンの育成、知識や経験を持ったアクティブシニアや学生が地域における様々な活動で活躍できるための支援を行います。このほか、支援を必要とする人たちを支援する側へとつなげるため、地域活動への参加を支援します。

加えて、地域福祉推進の要でありながら、担い手不足や負担増が課題となっている民生委員について、技術や経験の継承、地域住民への民生委員活動の周知など、民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員が活動しやすい環境づくりを強化します。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|--|--|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員の役割について理解し、その活動に積極的に協力します。 ○民生委員とまちぐるみ福祉活動推進員、町会など地域内の関係団体との連携・協力関係を深めます。 ○地域の広報誌などで民生委員活動を紹介します。 ○誰でも参加しやすいボランティアの仕組みづくりやボランティアの協力を広く住民に呼びかけます。 ○地域で活動している個人やボランティア団体等との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。 ○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、リーダー・後継者の育成に努めます。 ○学生や定年退職した人など、様々な世代の人が地域の福祉活動の貴重な人材として活躍できる機会をつくります。 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○円滑な民生委員活動のため、民生委員児童委員協議会への支援を強化します。 ○民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員の資質向上のため、地区・ブロックごとの研修企画の支援や各種研修会の実施を行います。 ○民生委員の対応困難ケースについて、支え合いソーシャルワーカーによる連絡調整を行い、ケース検討会等によりその解決に取組み、安心して活動できる環境を整備します。 ○市民へのボランティア団体の活動内容やイベント・講座の情報発信の充実、地域・ボランティア団体との連携の場づくりなどボランティアセンターの内容の充実を図ります。 ○金沢ボランティア大学校等のボランティア養成機関・団体との連携強化を図り、地域での福祉活動の担い手として繋げる取組を行います。 ○金沢ボランティアセンターにおける市民の個別ニーズに対応する活動のコーディネート機能の強化を図ります。 ○災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施及び災害の支援活動に従事できる人材を全国各地で発生した災害現場へ派遣し、経験豊富な人材を育成します。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員と一体となって活動するまちぐるみ福祉活動推進員の機能強化を図ります。 ○民生委員活動の負担や業務量の軽減を図るため、選任基準や定数配置基準について必要な見直しを行います。 ○民生委員が円滑に活動を行えるよう、経験豊富な民生委員の技術・経験の継承を行う等、民生委員活動の支援を総合的に強化します。 ○民生委員と町会等との連携・協力体制の強化を図ります。 ○ボランティアセンター等により、地域におけるリーダー、福祉ボランティア、福祉人材を育成します。 ○社会的に孤立した人などの地域活動への参加を促進します。 ○学生が地域福祉活動に参加しやすくするために必要な情報提供を行います。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉ボランティア団体の活動費支援件数 ○ 重層的支援における参加支援プランを作成した世帯数 ○ 民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率 | |

地域活動の紹介Ⅱ <<友愛訪問・安否確認>>

民生委員・児童委員 1人平均 200世帯の担当区域に、2～3人のまちぐるみ福祉活動推進員がひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、支援の必要な子どもがいる世帯などを対象に友愛訪問・安否確認の活動に取り組んでいます。

<具体的な取組>

- ①安否確認のための声かけ・見守り活動（出会った際の声かけ、夜に電気がついているか、新聞がたまっていないかなど）
- ②関係づくりのための友愛訪問（熱中症予防チラシ、お祝い品、おはぎ等のお届け）
- ③情報を提供するための友愛訪問（地域サロン、コミュニティカフェ、子育てサロン、敬老会、バス旅行、サービス紹介パンフレット「すこやか長寿」）
- ④見守りマップの作成（対象世帯を見える化し、情報を共有するための活動）
- ⑤認知症や虐待などリスクを抱える世帯の見守り（地域包括支援センターや児童相談所など専門機関と連携）
- ⑥安否確認や参加者同士の気かけ合う関係づくりにつながる「つどいの場」の運営のお手伝い（地域サロン、コミュニティカフェ、子育てサロンなど）

◆金沢市内の民生委員・児童委員 1,032人、主任児童委員 110人

◆まちぐるみ福祉活動推進員 3,385人（うち民生委員・児童委員、主任児童委員 1,110人）

コミュニティカフェ



見守りマップの作成



敬老会祝い品



地域活動の紹介Ⅲ ≪金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内）≫

市民のボランティア活動への理解と参加を促進するため様々な業務を行っています。

＜具体的な取組み＞

①相談と調整

ボランティア活動希望者・団体や、ボランティアによる支援を求める団体との連絡調整

②活動支援

福祉ボランティアグループへの活動費助成及び助成情報の提供、
ボランティア活動保険やボランティア行事用保険の加入受付、加入掛金の助成

③ボランティア活動の普及啓発

ボランティア講座やボランティアカフェ、ジュニアボランティア体験事業の実施、
福祉のつどい、障害者ふれあいコンサートの実施、ボランティア団体等への講師派遣、
情報誌やホームページ、ソーシャルメディアを活用したボランティア情報の提供

④新たなボランティアの掘り起こし

介護支援ボランティアポイント事業や地域福祉ボランティアポイント事業を通じて、
新たにボランティア活動を始める環境を整備

⑤住民参加型ボランティア活動

運転ボランティアによる車椅子利用者の送迎サービス（金沢メルシーキャブサービス）の実施

⑥金沢災害ボランティアセンターの体制強化

被災時に、速やかに被災者の日常生活への復旧支援のために活動ができるよう市内の被災者支援に関わる団体
とネットワークを作り、災害ボランティアセンター設置運営訓練や被災者支援に関する情報交換を実施



(基本的方向①－工) 地域住民の交流促進

(現状)

核家族化が進み、人と人とのつながりが希薄化する中で、地域内で孤独を感じる人は少なくありません。また、子育てに関して、相談する人が身近におらず、不安を抱えながら生活している保護者もいます。

(施策の方向性)

地域コミュニティの醸成と充実、地域での支え合い・協力関係づくりを進めるための地域における身近な居場所づくり（地域サロン、子育てサロン、コミュニティカフェ等）の拡充のほか、各種団体の交流・連携を促進し、子育てを応援する地域づくりの推進や、住民同士のつながりやふれ合いの場をつくっていきます。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|--|---|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none">○市民みんなが地域社会の一員として参加しやすい行事や活動を企画します。○行事等への参加だけでなく、スタッフとしての参加も呼び掛けます。○小地域で住民が気軽に集える「居場所づくり」を進めます。○学校・病院・保健所など専門機関と連携して、地域サロンや子育てサロンの内容の充実を図ります。○広報誌やチラシ等で地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進します。○地域主体であいさつ運動や声かけ運動を展開します。○地域内の団体間での情報交換や情報共有に取り組みます。 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none">○地域サロンや子育てサロンの企画・運営に対する助言や情報提供、運営担当者の研修実施などの支援をします。○住民の社会貢献への気持ちを汲み取り、地域生活課題の解決に向けた市社会福祉協議会の活動に参画できる機会をつくります。○地域福祉関係者・福祉専門機関と連携・協力し、子育て家庭、高齢者、障害のある人等が気軽に地域の住民と交流できる場づくりを行います。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none">○地域住民が気軽に集まり活動する通いの場の充実や、地域住民と専門職が気軽に話し合える地域の拠点を整備します。○官公庁・企業等のワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。○地区社会福祉協議会や善隣館が行う交流活動を活性化します。○学校や企業、福祉施設等と地域住民との交流を促進します。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域サロンの開催回数○ 子育てサロンの開催箇所数○ 善隣館が実施する地域活動事業への支援件数 | |

基本目標②「地域で支え合う多様な仕組みをつくる」

(基本的方向②ーア) 地域主体の生活サポート体制の推進

(現状)

ひとり暮らしの高齢者を中心に、買物やごみ出し、除雪、電球交換などの日常生活のちょっとした困り事が地域生活課題として近年顕著になってきており、高齢者等が地域で安心して暮らせる仕組みが必要不可欠です。

また、地域のつながりの希薄化などから、課題を抱えながら地域の中で孤立するケースも増えています。

(施策の方向性)

地域生活課題について、公的サービスで全て対応することには限界があることから、地域ボランティアや多様な実施主体に協力を働きかけ、地域住民主体のサポート体制（向こう三軒両隣の関係の強化や、地域住民の支え合い等）を推進し、地域生活課題の解決を図ります。

また、地域で孤立している人の社会参加を支援し、地域と継続的なつながりができるよう取り組みます。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|--|---|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らし高齢者等の生活ニーズと地域住民のボランティア活動のニーズに関する情報の一元化やマッチングを行い、地域で解決できる仕組みづくりに取り組みます。 ○地域生活課題を解決するため、地区社会福祉協議会を構成する団体の連携を図る地域福祉支援コーディネーターの活動を活性化します。 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターを派遣し、地域における支え合いの取組を支援します。 ○地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア、地域包括支援センター等の専門機関、NPO、事業所、行政と連携・協力し、市民の地域生活課題の解決に向けた仕組みづくり・体制づくりに取り組みます。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ○ちょっとした困り事等の地域生活課題について、地域のボランティア等のサポートで解決できる仕組みづくりを行い、生活サポート体制の構築を促進します。 ○地域と連携するNPOや企業等の取組を活性化します。 ○課題を抱える人が社会と継続的なつながりを持てるよう支援し、居場所と役割を見つめられるよう働きかけます。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉支援コーディネーターの配置地区数 ○ 地域安心生活支え合い事業の実施地区数 | |

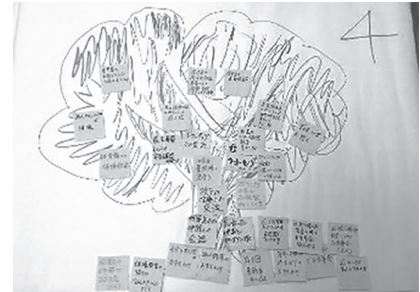
地域活動の紹介Ⅳ ≪生活支援コーディネーター≫

金沢市社会福祉協議会に、全市域（第1層）担当1名と日常生活圏域（第2層）担当4名の「生活支援コーディネーター」を配置しています。

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的としており、地域活動に参加している住民と専門職、制度（サービス）と地域・人、住民同士などをつなぐ多様なネットワークを構築し、誰もが役割を發揮できる元気な地域づくりを目指しています。

＜具体的な取組例＞

- ①地域のニーズと社会資源の見える化
 - ・お宝探しワークショップ（身近な支え合い活動の発掘）の開催
 - ・地域支え合い百万石通信（つどいの場の情報発信）の作成
 - ・Google mapを活用したつどいの場の見える化
- ②多様な主体とのネットワークの構築
 - ・各地区社会福祉協議会との情報交換
 - ・地域包括支援センター等との意見交換会の実施
- ③生活支援の担い手の育成やサービスの開発・マッチング
 - ・地域における支え合いの推進（コミュニティカフェ、ボランティアの組織化、移動支援等）
 - ・生活支援フォーラムの開催（介護予防ワークショップ・地域づくりに関する意見交換等）
 - ・市民団体等との連携による資源開発



地域活動の紹介Ⅴ ≪地域福祉支援コーディネーター≫

地区社会福祉協議会の活動を活性化するため、各地区社会福祉協議会のスタッフとして「地域福祉支援コーディネーター」を配置しています。地域福祉支援コーディネーターは、ボランティア活動や町会活動等の経験を活かして活動しています。

主な活動内容は、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者等に地域住民ができる範囲のお手伝いをする取組みである「地域安心生活支え合い事業」を推進するため、ボランティアのコーディネートや関係団体との活動調整、住民のつどいの場の運営等、地区社会福祉協議会の様々な活動の運営補助となります。

＜具体的な取組例＞

- ①住民が集まりやすい場所で開催するコミュニティカフェの運営
- ②ちょっとした生活上の困りごとを住民の力で解決する生活支援サービスの活動調整
- ③買い物に不便を感じる高齢者向けの移動支援サービスのボランティア調整
- ④地区社会福祉協議会活動全般の事務補助



(基本的方向②ーイ) 早期発見に向けた見守り体制の強化**(現状)**

少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、早期発見、早期対応、不安の解消等が必要な、いわゆる「見守り」を必要とする人が増加しています。支援が必要な高齢者等の地域生活課題の発見や対応について、民生委員、地域ボランティア、町会、事業者などにより、見守り活動が行われています。

(施策の方向性)

従来の見守り活動から漏れる人や、制度から漏れる人を社会から孤立させない取組が急務であることから、地域住民、地域に関わる全ての団体、事業者などによるネットワークの充実・強化を図ります。また、アウトリーチ等の手法を通じて、まだ支援が届いていない人にアプローチするなど、地域全体で見守る体制をこれまで以上に強化します。

さらに、近年の自然災害の激甚化を受けて、地域における安全・安心の確立が求められていることから、日常的な見守りなどの取組や、個別避難計画の作成を通して、災害時に要援護者を地域で支える仕組みづくりを進めます。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|----------|---|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の日頃から顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりをまちぐるみで進めます。 ○地域包括支援センターや民生委員などとの連携・協力を強化します。 ○民生委員と自主防災組織との連携を深め、情報共有を図ります。 ○災害時に備え、個人情報の開示の同意が自助につながることなど、個人情報の適切な対応について取り組みます。 ○防災マップや見守りマップなどを地域住民で作成し、日頃から災害時に支援を必要とする人を地域ぐるみで見守ります。 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○様々な不安や悩みを抱えている人を支援するボランティア団体・NPO等の活動について支援や情報提供を行います。 ○地域で時として起こる不安や偏見による排除等について、支え合いソーシャルワーカーが適切に関わり、正しい知識や共感を促し市民とともに地域社会を支えます。 ○まちぐるみ福祉活動推進事業について、今後の地域ニーズに即した体制のあり方を検討します。 |

| | |
|---|--|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が主体的に地域生活課題を共有し、住民相互の支え合い活動が促進されるよう支援します。 ○地域包括支援センターの周知を図るとともに、関係機関との連携や相談支援体制の強化に努めます。 ○支援が届いていない人に対し、アウトリーチ等を通じて継続的な支援に結びつけます。 ○高齢者福祉保健台帳等により、民生委員等の見守り活動を補完します。 ○高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法の被害を防ぐための取組を推進します。 ○避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成を推進します。 ○罪を犯した人の生きづらさの解消に向け、再犯防止推進ポータルサイトの運営や再犯防止を推進する団体との連携施策などを実施します。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の身近な福祉相談窓口への相談件数 ○ 地域ケア会議の開催回数 | |

地域活動の紹介Ⅵ <<地域の身近な福祉相談窓口>>

支援を必要とする人々が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、市内 54 地区の地区社会福祉協議会に「地域の身近な福祉相談窓口」を設置しています。相談員は、日ごろから地域福祉活動に従事している地区社会福祉協議会職員などで、金沢市が指定する研修を修了した方々です。

支援を必要とする人を早期発見し、支援に繋がる体制の構築を図っています。

<具体的な取組>

- ①地域住民等を対象とした身近な福祉相談の実施と支援機関への取り次ぎ
- ②福祉サービスに関する情報、ボランティア情報、地域福祉活動情報等の福祉情報の受発信



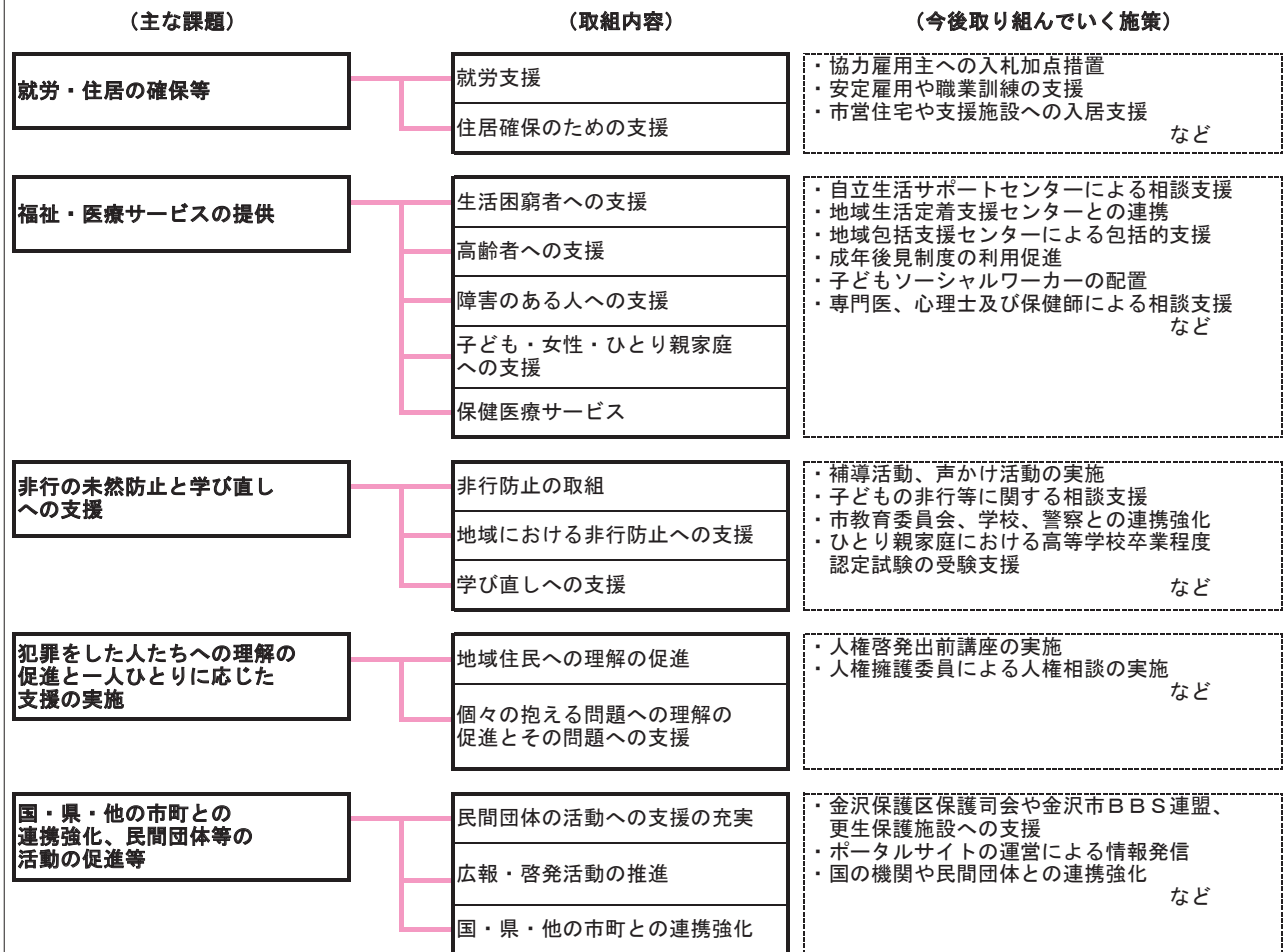
<再犯防止の推進>

金沢市における令和3年の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は49.3%であり、約半数が再び罪を犯しています。市民生活の安心・安全の確保のためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

しかしながら、罪を犯した人は、元来、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰をするためには支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま、再び罪を犯していることが少なくありません。

このような状況を踏まえ、本市は、市民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、再犯防止に関する施策を推進することにより、罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援していきます。

【実施体制】



再犯防止の取組紹介 <<湖南学院（少年院）と地域連携で地域課題の解決>>

湖南学院（少年院）で作る野菜や加賀友禅の製品を通じて社会とのつながりを知り、「仕事」とは何か、「社会」とは何かを考えてもらうために分野を超えた多様な機関が連携し、「地域の誰かのためになる製品づくり」をテーマに生徒たちと一緒に考えていくプロジェクトを実施しました。

<具体的な取組>

①福祉講座

- ・「高齢者に関する地域の各種取り組み」「子どもに関する地域の各種取り組み」について講義

②小立野地区社会福祉協議会で実施している「見守りキーホルダー」のデザイン

- ・高齢者の見守り支援に活用（製作中）

③湖南学院で育てた野菜の提供および料理の提案

- ・地域で実施している宅配サービスに活用（金時草の寒天）
- ・ひとり親家庭への支援に活用



〔基本的方向②ーウ） 伴走型相談支援体制の強化

（現状）

地域生活課題が多様化する中、複合的な課題を抱える人や、セルフネグレクト（自己放任）など、身近に相談できる人がいないことや相談先が分からないために、問題を抱え込み、社会的に孤立してしまう人がいます。

（施策の方向性）

一人ひとりの地域生活課題や、複合的な課題を相談する場所が身近にあることで、問題を抱えた人の早期把握と深刻化の予防が図られることから、それぞれの地域における相談支援体制を強化します。

また、自殺等の深刻な状態につながる兆候のある人など、地域の相談窓口だけでは対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などに、相談内容に応じて専門機関につなげることができる相談体制や、専門機関等の連携により、複合的課題にも分野を問わず対応できる、重層的な支援体制を強化します。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|--|--|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス利用に関する情報や相談窓口の把握を行います。 ○深刻な状態につながる兆候のある人に気がついた場合、相談窓口に連絡します。 ○介護・虐待・成年後見制度等の専門的な知識を地域で学ぶ機会をつくります。 ○地域包括支援センターと民生委員などとの連携・協力を強化します。 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○今ある社会資源や制度では解決しにくい困りごとを抱えている人一人ひとりの生活や想いに寄り添い、解決に向けて支援します。 ○成年後見制度等の権利擁護に関する相談体制・日常生活自立支援事業の充実や研修会の開催等、市民への積極的な制度周知に努めます。 ○福祉健康センター、地域包括支援センター、児童相談所、基幹相談支援センター、相談支援事業所、法律・医療・司法等の専門機関や社会資源を市民が適切に利用できるようつなぎ役としての機能強化を図ります。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民の身近な場所で、地域生活課題に関する相談を属性や世代を問わず包括的に受け止め、専門的にサポートする体制を強化します。 ○専門機関等の多機関の協働により、重層的支援体制を強化します。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援における支援プランを作成した世帯数 ○ 支え合いソーシャルワーカーの配置人数 | |

<金沢版重層的支援体制整備事業>

※令和4年度から本格実施

○事業目標

地域住民の支援ニーズに応じた包括的な支援体制を構築します。

○基本方針

「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の両輪で支援します。

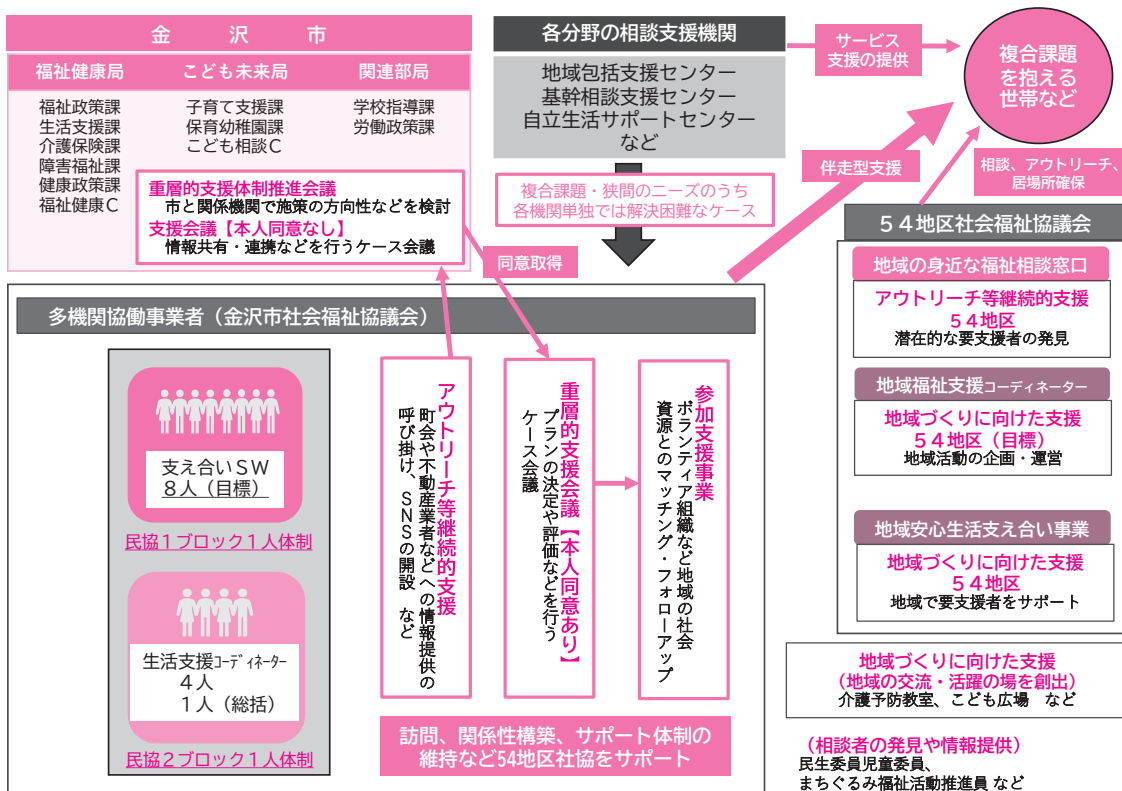
○実施体制

- (1) 事業全体の方向性の決定や評価・見直し等を行うため、「重層的支援体制推進会議」を設置し、各関係機関との連携の強化を図ります。
- (2) 本人から同意を得られない場合は、本市に設置する「支援会議」で関係機関との情報共有等を行い、支援につなげるべく継続的な見守りを行います。
- (3) 行政と他の支援機関が連携する形を基本とし、それらのつなぎ役として、支援をコーディネートする「支え合いソーシャルワーカー」を、多機関協働事業者である金沢市社会福祉協議会に配置します。

支え合いソーシャルワーカーの役割

- ・支援ニーズの把握や相談の受け止め、各相談支援機関との連絡調整
- ・支援プランの決定や評価等を行う「重層的支援会議」の運営
- ・アウトリーチ機能を担う「地域の身近な福祉相談窓口」のサポート
- ・地域の社会資源の掘り起こしや参加支援のマッチング など

【実施体制のイメージ図】



地域活動の紹介Ⅶ 《支え合いソーシャルワーカー》

社会状況の変化により、高齢・子育て・障害・生活困窮など、さまざまな分野が重なり合った複雑な困りごとを抱える方が増えています。支え合いソーシャルワーカーは従来の支援だけでは対応や解決が困難な複合化したケースの調整役を担い、支援機関と連携して包括的な相談支援体制の構築を目指します。

＜具体的な取組＞

- ①包括的な支援体制づくり（多機関協働事業）
- ②必要な支援を届ける（アウトリーチ等支援事業）
- ③社会とのつながりづくり（参加支援事業）

重層的支援会議（多機関協働）



ごみ屋敷の支援（アウトリーチ）



みんなの社協食堂（参加支援）

コンサート企画協力（参加支援）

〔基本的方向②ー工〕 多様な団体の連携強化

(現状)

地域活動を行う各種団体は多忙となっており、他の団体との連携の弱体化や、地域生活課題が各種団体間で十分に共有されていない事が危惧されています。地域の様々な課題を解決するためには、各種団体が協力・連携することにより、地域生活課題を共有し、解決力を強化することが不可欠となっています。

(施策の方向性)

地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、町会、公民館、ボランティア、学校、市社会福祉協議会、福祉施設、地域包括支援センター、企業、NPO、行政など、地域を取り巻く様々な担い手の連携やネットワークを強化し、地域全体で地域生活課題を共有するとともに、課題に対する解決力が強化されるよう支援します。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|---|--|
| 地 域 | <p>○地域活動を行う各種団体等の事業について理解し、その活動に積極的に協力します。</p> <p>○地域生活課題を地域の各種団体間で共有します。</p> <p>○社会福祉法人、福祉施設との連携を図り、地域における市民支援の力を高めます。</p> <p>○オートロックマンション等の管理組合、管理会社と提携し、マンション内掲示板や見守り活動、情報提供等への協力を得ます。</p> |
| 市社会福祉協議会 | <p>○地域団体、ボランティア、学校、福祉施設、地域包括支援センター、企業、NPO、行政等、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークを強化します。</p> <p>○市社会福祉協議会の専門部会及び介護サービス事業者連絡会等の関係団体が、共同で地域生活課題の解決に向けた事業に取り組むなど、連携強化を図ります。</p> <p>○地域福祉推進についての情報交換や協議を行うため、市町会連合会、市公民館連合会、市校下婦人会連絡協議会、市地区社会福祉協議会会長部会、市民生委員児童委員協議会、市共同募金委員会等の地域福祉推進関係団体との連携を強化します。</p> <p>○多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」として、市社会福祉協議会の機能を強化します。</p> |
| 行 政 | <p>○地域生活課題に対応できるよう各地域団体間の連携・協働を促進します。</p> <p>○地域団体やボランティア、学校、福祉施設、企業、NPO等、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークを強化します。</p> <p>○各種団体と連携し、高齢者等の消費者被害防止のための取組の充実を図ります。</p> <p>○社会福祉法人による「地域における公益的取組」を促す環境整備を推進します。</p> |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民協働型児童虐待防止活動の連携（委託）団体数 ○ 災害福祉活動における経済団体との連携協定数 ○ 地域福祉関係団体との連携強化事業の実施回数 | |

基本目標③「福祉サービスの充実したまちをつくる」

(基本的方向③ーア) 幅広い福祉サービスの提供

(現状)

新たな課題の顕在化など、福祉ニーズの複雑化・多様化に対応できるよう既存の公的福祉サービスの評価等による見直しや拡充を行い、適正な質・量のサービスを持続的・安定的に提供するための取組が必要となっています。

(施策の方向性)

公的福祉サービスの質・量の充実を図っていくとともに、様々な視点に立ったサービス創出のための取組を推進し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。また、生活困窮者等の居住や就労に関する支援、自殺対策やひきこもりに関する支援、養護者が抱える課題にも着目した虐待防止の取組などを推進します。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|----------|--|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○適切なサービスの利用に努めます。 ○地域の広報誌などで各種制度の情報提供に努めます。 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○介護・福祉サービス事業従事者の研修や介護職員同士の仲間づくりを進め、やりがいを持って働き続けられる職場づくりを支援します。 ○社会福祉事業従事者互助会の財政基盤の強化を図り、福祉人材が安心して働くことができる環境づくりに努めます。 ○金沢障害者就業・生活支援センターの個別就労支援や関係機関との連携を強化します。 ○金沢福祉用具情報プラザにおける、障害特性に合わせた相談対応や重度障害のある人の支援体制を充実します。 ○障害の有無を問わず、社会的孤立に起因する地域生活課題（ひきこもり、住居就労不安定者）を抱える人の居場所づくりや住民の支え合いによる仕組みづくりに取り組みます。 ○子ども食堂など、子どもの学びや育ち、子どもの未来を応援する取組の支援を通じて様々な市民が交流する居場所づくりを支援します。 |

| | |
|--|---|
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ○ニーズの複雑化・多様化に対応できるよう既存の公的福祉サービスの評価等による見直しや拡充など、様々な視点に立ったサービス創出のための取組を推進します。 ○適正な質・量のサービスを、持続的・安定的に提供するための取組を推進します。 ○居住や就労に課題を抱える人に対し分野横断的に支援します。 ○自殺対策に関する普及啓発や支援を推進します。 ○ひきこもりに関する支援体制を強化します。 ○高齢者・障害のある人・子どもに対する虐待の対応や、家庭内で虐待を行った養護者が抱えている課題に着目した支援のあり方を検討します。 ○地域共生型の福祉活動を推進します。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝たきり重度障害者援護助成人数 ○ ひきこもりに関する支援件数 ○ 善隣館いこいの広場事業の開催回数 | |

(基本的方向③ーイ) 社会的・経済的自立への支援

(現状)

経済的困窮や社会的孤立、制度の狭間にある課題や複合的な課題がある人等の個々の状況に応じた生活支援や就労支援について包括的に対応できる体制が必要となっています。

また、貧困の連鎖の防止や、子どもの貧困への対応のための重層的な支援が必要となっています。

(施策の方向性)

社会的孤立や経済的困窮等による生活困窮者について、早期発見から早期支援につなぐ取組を推進するとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業など、各種支援事業を実施します。また、子どもの貧困対策を総合的に進めるため、児童家庭相談室を核に、関係機関との連携を図るほか、障害のある人に対する就労支援の強化に取り組みます。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|------|---|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○身近に様々な課題を抱えた人がいた場合、積極的な見守りや、関係機関への相談を行います。 ○支援を必要とする人の早期把握から早期支援につなぐ相談支援体制をつくります。 |

| | |
|---|---|
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業（相談支援、家計改善、住居確保給付金など）による支援等を実施します。 ○生活困窮世帯における貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の中学生等への学習支援と社会的な居場所づくりに取り組みます。 ○生活困窮者の自立を支援するため、生活福祉資金貸付の相談支援体制の充実と資質向上を図ります。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ○経済的困窮や社会的孤立等、分野横断的に関係する相談者に対応します。 ○子どものための貧困対策を推進します。 ○福祉・税・医療保険・ライフライン等を所管する各部署・機関の連携を図り、生活困窮者の早期支援につなげます。 ○障害のある人の就労支援を行います。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立相談支援事業の相談件数 ○ 就労支援事業所へのアドバイザー派遣件数 | |

〔基本的方向③ーウ） 人権尊重と権利擁護の取組への支援〕

（現状）

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「人権を尊重する」すなわち市民一人ひとりが、属性に関わらず、全ての人をいたわり尊重することです。また、判断能力が十分でない人や、虐待やDVの被害を受けた人などの権利擁護の必要性もますます高まっています。

（施策の方向性）

教育機関、福祉施設、地域、家庭などにおいて様々な機会を通じて、人権問題に対する理解と認識を深める取組を進めます。

また、判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等の権利擁護の支援を行うため、中核機関の運営を通して、権利擁護関係機関による地域連携ネットワークを構築し、分野を横断した支援体制の充実を図るとともに、「成年後見制度利用促進法」に基づき、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。

さらに、障害のある人への差別の解消や合理的配慮への理解を深め、共生社会の実現を推進します。

| 実施主体 | 取組内容・役割 |
|---|--|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども、女性、高齢者及び障害のある人の人権を尊重し、虐待防止に取り組みます。 ○講座などで人権について学び、人権尊重に対する理解と認識を深めます。 ○人権教育を推進する人材育成に努めます。 ○民生委員、保護司などの地域の関係者、関係機関と連携し、「声を出せない人」の情報が入る体制を構築します。 |
| 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○行政・教育機関と協力し、市民、地域福祉活動関係者、福祉事業従事者を対象とした人権研修を企画・実施します。 ○地域が企画する人権講座について、講師などの情報提供を行います。 ○成年後見関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）と連携し、相談支援体制の強化及び成年後見制度の利用促進を図ります。 ○市民が安心して地域で暮らせるよう、成年後見制度利用促進協議会等において、安心して利用できる成年後見制度や日常生活自立支援事業のあり方の検討や、法人後見の取組を行います。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ○金沢市人権教育・啓発行動計画に基づき、必要な施策を進めます。 ○福祉に関する相談機関・窓口や各種福祉制度・成年後見制度等を広報誌等でわかりやすく市民にPRします。 ○市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人の金銭管理、身元保証人など権利擁護を推進します。 ○障害のある人への差別の解消や合理的配慮についての理解を深め、共生社会を推進します。 ○中核機関を運営することにより、権利擁護関係機関による地域連携ネットワークを構築します。 |
| <p><基本的方向の成果指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権啓発に関する講座、講演会等の開催回数 ○ 成年後見制度利用にかかる市長申立の件数 | |

＜成年後見制度を利用しやすい環境の整備＞

2016年（平成28年）に施行された、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。この法律では、市町村においても成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本市においてはその趣旨を踏まえ、次の取組を進めます。

（取組の内容は、『基本的方向②－ウ 伴走型相談支援体制の強化』及び『基本的方向③－ウ 人権尊重と権利擁護の取組への支援』を含むものとしています。）

- (1) **金沢権利擁護センターの機能強化**
- (2) **成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用**
- (3) **権利擁護関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）による地域連携ネットワークの構築**
 - ＜具体的な機能＞
 - ・ 権利擁護支援が必要な人の発見支援及び相談支援体制の整備
 - ・ 広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を段階的に整備
- (4) **中核機関の設置・運営**
- (5) **不正防止の徹底と制度利用のしやすさとの調和**

1 計画の推進

(1) 金沢市社会福祉審議会

本計画の進行管理を目的に、計画の進捗状況を金沢市社会福祉審議会に報告し、施策の推進における評価並びに助言・提言を受けます。

(2) 計画の広報

より多くの市民に本計画を周知するため、市ホームページへの掲載や概要版の配布等を行うとともに、各地域の会議などで計画の考え方を説明し、理解を求めていきます。

(3) 地域福祉活動計画（地区別計画）

地区社会福祉協議会が中心となっていく地域福祉活動計画策定の初期段階から、福祉関係課や市社会福祉協議会が指導・助言し、本計画との相互連携を図ります。

また、策定後の計画推進にあたっては、各地区と行政・市社会福祉協議会が情報交換する場を設け、必要な支援を行います。

2 計画の進行管理

(1) 計画 → 実行 → 評価 → 改善（PDCA）サイクルの活用

- ① 計画（Plan） 各施策や前年度の取組を踏まえた事業について、毎年の予算審議などで決定します。
- ② 実行（Do） 事業を実施します。
- ③ 評価（Check） 社会福祉審議会において計画の進捗状況を調査、分析及び評価します。
- ④ 改善（Action） 評価結果を踏まえ、必要に応じて事業の改善を検討します。

3 成果指標

計画の推進にあたって、基本的方向ごとに具体的な目標となる項目を定め、目指すべき水準について数値を示すことで、政策・施策の成果を把握していきます。

※基準値：令和3年度の値 目標値：令和9年度までに達成する値

基本目標① 豊かな福祉意識を育む地域をつくる

基本的方向①ーア 地域福祉に関する学びの機会の充実

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|-------------------------------|-------------------|-----|------|
| 金沢かがやき発信講座の開催回数 | 金沢市 | 67回 | 110回 |
| ソーシャルメディアを使った地域福祉活動紹介等の情報発信回数 | 金沢市社会福祉協議会 | 18回 | 70回 |
| 地域福祉意識醸成講座の開催回数 | 金沢市（福祉政策課） 善隣館 | 8回 | 11回 |

基本的方向①ーイ 持続可能な地域福祉活動の推進

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|---|--------------|--------|--------|
| 小型タグ、感知器及びスマートフォンアプリを活用した認知症高齢者地域見守りネットワークのボランティア登録者数 | 金沢市（福祉政策課） | 1,046人 | 1,500人 |
| 市民活動サポートセンターへの相談件数 | 金沢市（市民協働推進課） | 299件 | 300件 |
| 地区社会福祉協議会研修（ブロック別・地区別）の開催回数 | 金沢市社会福祉協議会 | 13回 | 30回 |

基本的方向①ーウ 地域福祉活動の担い手の育成と環境の整備

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|--------------------------|---------------------------|----------------|------|
| 民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率 | 金沢市（福祉政策課） 民生委員児童委員協議会 | 99.6% | 100% |
| 福祉ボランティア団体の活動費支援件数 | 金沢市社会福祉協議会 | 66件 | 90件 |
| 重層的支援における参加支援プランを作成した世帯数 | 金沢市（福祉政策課） 金沢市社会福祉協議会 | － (令和4年度開始) | 15世帯 |

基本的方向①ーエ 地域住民の交流促進

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|----------------------|--|--------|--------|
| 地域サロンの開催回数 | 金沢市（福祉政策課） 金沢市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会 | 2,936回 | 4,800回 |
| 子育てサロンの開催箇所数 | 金沢市（子育て支援課） 金沢市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会 | 35か所 | 41か所 |
| 善隣館が実施する地域活動事業への支援件数 | 金沢市（福祉政策課） | 6法人 | 6法人 |

基本目標② 地域で支え合う多様な仕組みをつくる

基本的方向②ーア 地域主体の生活サポート体制の推進

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|----------------------|---------------------------------------|-------|-------|
| 地域福祉支援コーディネーターの配置地区数 | 金沢市（福祉政策課） 金沢市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会 | 32 地区 | 54 地区 |
| 地域安心生活支え合い事業の実施地区数 | 地区社会福祉協議会 | 54 地区 | 54 地区 |

基本的方向②ーイ 早期発見に向けた見守り体制の強化

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|--------------------|---------------------------------------|---------|---------|
| 地域の身近な福祉相談窓口への相談件数 | 金沢市（福祉政策課） 金沢市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会 | 2,597 件 | 2,600 件 |
| 地域ケア会議の開催回数 | 金沢市（福祉政策課） 地域包括支援センター | 305 回 | 310 回 |

基本的方向②ーウ 伴走型相談支援体制の強化

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|------------------------|--------------------------|----------------|--------|
| 重層的支援における支援プランを作成した世帯数 | 金沢市（福祉政策課） 金沢市社会福祉協議会 | － (令和4年度開始) | 120 世帯 |
| 支え合いソーシャルワーカーの配置人数 | 金沢市（福祉政策課） 金沢市社会福祉協議会 | 6 人 | 8 人 |

基本的方向②ーエ 多様な団体の連携強化

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|-----------------------|--------------------|------|------|
| 市民協働型児童虐待防止活動の連携団体数 | 金沢市 (こども相談センター) | 4 団体 | 4 団体 |
| 災害福祉活動における経済団体との連携協定数 | 金沢市 金沢市社会福祉協議会 | 2 協定 | 3 協定 |
| 地域福祉関係団体との連携強化事業の実施回数 | 金沢市社会福祉協議会 | 2 回 | 4 回 |

基本目標③ 福祉サービスの充実したまちをつくる

基本的方向③ーア 幅広い福祉サービスの提供

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|------------------|-------------------|------|------|
| 寝たきり重度障害者援護助成人数 | 金沢市（障害福祉課） | 86人 | 90人 |
| ひきこもりに関する支援件数 | 金沢市 （福祉健康センター） | 366件 | 370件 |
| 善隣館いこいの広場事業の開催回数 | 善隣館 | 0回 | 25回 |

基本的方向③ーイ 社会的・経済的自立への支援

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|-------------------------|--------------------------|----------------|------|
| 生活困窮者自立相談支援事業の相談件数 | 金沢市（生活支援課） 金沢市社会福祉協議会 | 609件 | 800件 |
| 就労支援事業所への アドバイザー派遣件数 | 金沢市（障害福祉課） | － （令和4年度開始） | 10件 |

基本的方向③ーウ 人権尊重と権利擁護の取組への支援

| 指標項目 | 実施組織 | 基準値 | 目標値 |
|--------------------------|-----------------------------|-----|------|
| 人権啓発に関する講座、 講演会等の開催回数 | 金沢市（ダイバーシティ 人権政策課、生涯学習課） | 12回 | 17回 |
| 成年後見制度利用にかかる 市長申立の件数 | 金沢市（福祉政策課、障 害福祉課） | 78件 | 100件 |

資料編

1 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資

する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センターを運営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第六十六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第六十六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 金沢市社会福祉審議会条例（平成 12 年金沢市条例第 5 号）

第 1 条 本市は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、金沢市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

第 3 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 審議会の委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第 9 条第 1 項の規定により審議会に臨時委員を置く場合の前 2 項の規定の適用については、当該臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、これを委員とみなす。

第 6 条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障害者福祉専門分科会
- (3) 地域福祉専門分科会

第 7 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に、専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを選任する。

4 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理し、専門分科会を代表する。

5 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

第 8 条 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第 3 項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第 5 項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 金沢市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(平成 7 年条例第 61 号)は、廃止する。(略)

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3 その他の関連法規

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

4 地域福祉活動に関するアンケートの概要

| | |
|------|--------------------------|
| 調査対象 | 地区社会福祉協議会 |
| 対象数 | 54 地区 |
| 調査期間 | 2022 年 4 月 27 日～5 月 23 日 |
| 回収率 | 100% |

【調査結果】

(1) 地区社会福祉協議会について

①地区社会福祉協議会の構成団体

| 構成団体 | 該当地区数 | | | 構成団体 | 該当地区数 | | |
|---------------|-------|------|----|----------------|-------|------|----|
| | R 4 | H 29 | 比較 | | R 4 | H 29 | 比較 |
| 地区民生委員児童委員協議会 | 54 | 54 | － | 町会連合会 | 51 | 52 | ↓ |
| 校下婦人会 | 34 | 38 | ↓ | 公民館 | 45 | 50 | ↓ |
| 善隣館 | 9 | 9 | － | 遺族会 | 10 | 14 | ↓ |
| 交通安全協力会 | 12 | 15 | ↓ | 障害のある方の団体 | 18 | 21 | ↓ |
| 保護司会 | 10 | 9 | ↑ | 少年連盟 | 24 | 23 | ↑ |
| 児童館 | 26 | 26 | － | 児童クラブ | 21 | 24 | ↓ |
| 地域包括支援センター | 15 | 15 | － | 母子寡婦福祉会 | 8 | 10 | ↓ |
| 消防団 | 23 | 34 | ↓ | まちぐるみ福祉活動推進員 | 34 | 38 | ↓ |
| 健康を守る市民の会 | 5 | 5 | － | 老人会 | 43 | 48 | ↓ |
| 青少年健全育成会 | 10 | 13 | ↓ | 自主防災会 | 13 | 9 | ↑ |
| スクールサポート隊 | 7 | 12 | ↓ | 地域内のボランティアグループ | 27 | 28 | ↓ |
| 防犯委員会 | 18 | 24 | ↓ | 地域内の福祉施設 | 11 | 12 | ↓ |
| 子ども会 | 12 | 15 | ↓ | 育友会・PTA | 22 | 28 | ↓ |
| 小学校 | 20 | 8 | ↑ | 中学校 | 8 | 4 | ↑ |
| 商店街 | 2 | 3 | ↓ | 民間の会社などの事業者 | 1 | 3 | ↓ |

【その他（R 4）】青年会、壮年会、保育園、こども園、こどもの未来創造地域活動推進クラブ、日赤奉仕団、交通推進隊、更生保護女性会、消防運営協力会、校下婦人防火クラブ、県議会議員、市議会議員、商工振興会など

②地区社会福祉協議会が主催する事業・行事等（児童クラブを除く）の主なスタッフ

| 構成団体 | 該当 地区数 | 構成団体 | 該当 地区数 |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 地区民生委員児童委員協議会 | 53 | 町会連合会 | 26 |
| 校下婦人会 | 22 | 公民館 | 21 |
| 善隣館 | 7 | 遺族会 | 7 |
| 交通安全協力会 | 3 | 障害のある方の団体 | 4 |
| 保護司会 | 3 | 少年連盟 | 6 |
| 児童館 | 18 | 児童クラブ | 12 |
| 地域包括支援センター | 30 | 母子寡婦福祉会 | 5 |
| 消防団 | 6 | まちぐるみ福祉活動推進員 | 45 |
| 健康を守る市民の会 | 1 | 老人会 | 27 |
| 青少年健全育成会 | 5 | 自主防災会 | 8 |
| スクールサポート隊 | 2 | 地域内のボランティアグループ | 30 |
| 防犯委員会 | 4 | 地域内の福祉施設 | 5 |
| 子ども会 | 8 | 育友会・PTA | 7 |
| 小学校 | 9 | 中学校 | 4 |
| 商店街 | 1 | 民間の会社などの事業者 | 1 |

【その他】地域安心生活支え合い事業団体、特別支援学校、こども園、母親クラブ、校下婦人防火クラブ

③地区社会福祉協議会の構成団体以外で、地域福祉活動を推進する上で連携を図る必要がある団体

| 構成団体 | 該当 地区数 | 構成団体 | 該当 地区数 |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 地区民生委員児童委員協議会 | 4 | 町会連合会 | 7 |
| 校下婦人会 | 5 | 公民館 | 9 |
| 善隣館 | 4 | 遺族会 | 2 |
| 交通安全協力会 | 0 | 障害のある方の団体 | 6 |
| 保護司会 | 0 | 少年連盟 | 4 |
| 児童館 | 4 | 児童クラブ | 5 |
| 地域包括支援センター | 26 | 母子寡婦福祉会 | 1 |
| 消防団 | 12 | まちぐるみ福祉活動推進員 | 11 |
| 健康を守る市民の会 | 1 | 老人会 | 8 |
| 青少年健全育成会 | 2 | 自主防災会 | 18 |
| スクールサポート隊 | 4 | 地域内のボランティアグループ | 8 |
| 防犯委員会 | 2 | 地域内の福祉施設 | 14 |
| 子ども会 | 6 | 育友会・PTA | 11 |
| 小学校 | 12 | 中学校 | 9 |
| 商店街 | 2 | 民間の会社などの事業者 | 8 |

【その他】災害時における高齢者の避難所（お寺など）、NPO法人

④定期的な会議（理事会、団体長会議など）の開催状況

| 開催頻度 | 該当地区数 | | |
|------------|-------|------|----|
| | R 4 | H 29 | 比較 |
| 毎月開催 | 3 | 5 | ↓ |
| 2～3か月に1回開催 | 18 | 11 | ↑ |
| 半年に1回程度開催 | 8 | 11 | ↓ |
| 1年に1回開催 | 13 | 10 | ↑ |
| 必要に応じて開催 | 16 | 23 | ↓ |
| その他 | 0 | 1 | ↓ |

⑤地区社会福祉協議会の構成団体同士の連携・協力に関する課題

| 課題 | 該当地区数 | | |
|----------------------------|-------|------|----|
| | R 4 | H 29 | 比較 |
| 地域課題が各団体間で共有されていない | 22 | 22 | － |
| 団体間を連絡・調整するコーディネート機能が脆弱である | 18 | 17 | ↑ |
| 各団体の事業内容を詳細に把握していない | 13 | 17 | ↓ |
| 各団体が集まる機会が少ない | 21 | 17 | ↑ |
| 地区社協の事業が少なく、各団体が独自に活動をしている | 7 | 7 | － |
| その他 | 8 | － | － |
| 特に課題はない | 12 | 15 | ↓ |

【その他（R 4）】

- ・社会福祉協議会の構成団体としての意識が低い
- ・コロナ禍ゆえ各団体が集まる機会が少ない
- ・地区社協の存在の認知度、理解度が低い
- ・各種団体への連携協力が、事務局の負担になっている
- ・地域が広く、校区・地区ごとに各団体が各々活動しているため、全体で事業を行うことが難しい

(2) 地域の諸課題について

①地域行事の運営スタッフ等への若年層の参加状況や、参加を促進するために工夫していること

- ・若年層は仕事があるため、平日の参加は難しい。
- ・ポスターやチラシ、広報誌などによる周知や、スタッフによる声かけを行っている。
- ・まちぐるみ福祉活動推進員、町会連合会、婦人会、児童館、公民館委員などに運営の協力を依頼している。
- ・児童館や子ども会との合同企画や、三世代交流の企画、高齢者と小学生・中学生との交流企画を開催している。
- ・ギフト券と交換できる地区独自のボランティアポイントを導入している。

②地域ボランティアなどの福祉人材の確保・育成のために取り組んでいること

- ・退任した民生委員や、まちぐるみ福祉活動推進員にボランティアへの参加をお願いしている。
- ・コミュニティカフェや地域サロン、町会行事などで勧誘や啓発活動を行う。
- ・地域住民を対象にした福祉講座の開催や、小学校に協力を依頼してボランティア活動を行うなどして、ボランティアへの意識を高める。

③地域の身近な福祉相談窓口における主な相談内容（各地区ごとに上位3つ）

| 課題や困りごと | 回答数 | |
|------------------|-------------|------------------------|
| | (ア) 相談の多いもの | (イ) 対応が困難であると 感じたもの |
| 高齢者への虐待 | 1 | 2 |
| 高齢者の孤立 | 28 | 7 |
| 高齢者や障害者等の消費者トラブル | 2 | 1 |
| 介護ストレス、介護家族の孤立 | 7 | 2 |
| 認知症などの課題 | 32 | 16 |
| 高齢者や障害者等の外出が困難 | 11 | 2 |
| 育児不安 | 2 | 0 |
| 児童への虐待 | 1 | 1 |
| 家庭内暴力（DVを含む） | 0 | 2 |
| 青少年の非行 | 0 | 0 |
| 児童・生徒の引きこもりや不登校 | 4 | 2 |
| ひとり親家庭の孤立 | 0 | 1 |
| 障害児・者への虐待 | 0 | 0 |
| 障害児・者の地域生活の課題 | 2 | 2 |
| 経済的困窮者・低所得世帯の課題 | 11 | 8 |
| 大人の引きこもりや8050問題 | 4 | 8 |
| ヤングケアラー | 0 | 1 |
| その他 | 25 | 13 |

【その他】近隣とのトラブル（ゴミ、空き家、騒音など）、相続、介護、スマートフォンの使い方
相談先への取次ぎ依頼、独居の方の安否確認、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種
など

③の「対応が困難であると感じたもの」について、具体的な例

- ・近隣とのトラブルや、虐待など家庭内にかかわるデリケートな問題、経済的困窮者の方への支援など、どこまで関与・対応しているのかわからないことがある。
- ・相談者との意思の疎通が難しいケースや、不安感やいさかいなどの精神的な問題に対しては対応が難しく、解決まで時間がかかる。
- ・認知症などの場合、本人が要望しないと公的支援を利用することができず、同意が得られない場合は支援に結びつかない。
- ・コロナ禍において、感染拡大防止のために地域活動を中止にすることで一人暮らしの方が孤立してしまうのではないかと心配があるが、再開しても大丈夫かを判断することが難しい。

④地区社会福祉協議会の活動を今後も継続・発展させていくために必要なこと

| 内容 | 回答数 |
|--|-----|
| 地区社協自身による活動の広報 | 28 |
| 行政による地区社協の活動の広報 (デジタル化への対応、スマートフォンを持たない高齢者への情報提供など) | 21 |
| 行政からの活動に必要な情報の提供 | 19 |
| 行政による地域福祉の担い手確保・人材育成の支援 | 36 |
| 行政からの財政上の支援（活動費、設備・備品の充実） | 24 |
| 行政からの財政上の支援（人件費） | 25 |
| 地区社協が活動成果を発表できる場 | 3 |
| その他 | 10 |
| 特になし | 2 |

【その他】活動場所の確保、不要な事業の見直し

(3) 地域福祉活動計画（地区別計画）について

①効果の有無

| 内容 | 該当地区数 | | |
|-------------|-------|------|----|
| | R 4 | H 29 | 比較 |
| 大いに効果があった | 3 | 1 | ↑ |
| 多少効果があった | 27 | 44 | ↓ |
| あまり効果がなかった | 19 | 5 | ↑ |
| ほとんど効果がなかった | 3 | 3 | － |

②効果があった場合の内容（複数回答）

| 内容 | 該当地区数 | | |
|-----------------------|-------|------|----|
| | R 4 | H 29 | 比較 |
| 地域内の住民間・世代間の交流が活発になった | 7 | 8 | ↓ |
| 地域内の関係団体間の連携が深まった | 17 | 22 | ↓ |
| 地域内の行事等への参加者が増えた | 5 | 18 | ↓ |
| 地域課題が把握できた | 14 | 20 | ↓ |
| 新規事業を実施することができた | 6 | 13 | ↓ |
| その他 | 3 | － | － |

【その他（R 4年度）】福祉活動を周知できた、事業の見直しのきっかけとなった

③効果がなかった場合の内容（複数回答）

| 内容 | 該当地区数 | | |
|-------------------------|-------|------|----|
| | R 4 | H 29 | 比較 |
| 計画した事業の予算化ができなかった | 0 | 4 | ↓ |
| 事業を推進するリーダーがいなかった | 10 | 3 | ↑ |
| 地域内の関係団体と十分な話し合いができなかった | 8 | 3 | ↑ |
| 計画が地域住民に十分に周知できなかった | 5 | 2 | ↑ |
| 企画スタッフが足りなかった | 8 | 2 | ↑ |
| その他 | 4 | － | － |

【その他（R 4年度）】コロナ禍で計画していた内容ができなかった

④今後重点的に取り組む必要がある課題（複数回答）

| 取組 | 該当地区数 | | |
|--------------------------|-------|------|----|
| | R 4 | H 29 | 比較 |
| 地域の見守りネットワークの構築（孤立防止を含む） | 37 | 34 | ↑ |
| 地域における相談窓口の対応強化 | 14 | 11 | ↑ |
| 地域ボランティアの育成 | 40 | 44 | ↓ |
| 自主財源の確保（赤い羽根共同募金など） | 23 | 18 | ↑ |
| 地域サロン・子育てサロン事業の拡充 | 19 | 22 | ↓ |
| 地域防災の取組 | 39 | 31 | ↑ |
| 買物、ゴミ出しなどに対する生活支援事業 | 19 | 20 | ↓ |
| 世代間交流事業 | 13 | 17 | ↓ |
| 地域内の関係団体との定期的な会議 | 22 | 22 | － |
| 地域住民への情報発信 | 21 | 24 | ↓ |
| 企業・NPO・学生などとの連携 | 6 | 13 | ↓ |
| その他 | 4 | 20 | ↓ |

【その他（R 4年度）】知識とスキルが高い人材の参加、民生委員や地区社協スタッフ等の人員の確保、近所付き合いの重要性と共助のあり方（向こう三軒両隣の助け合い）

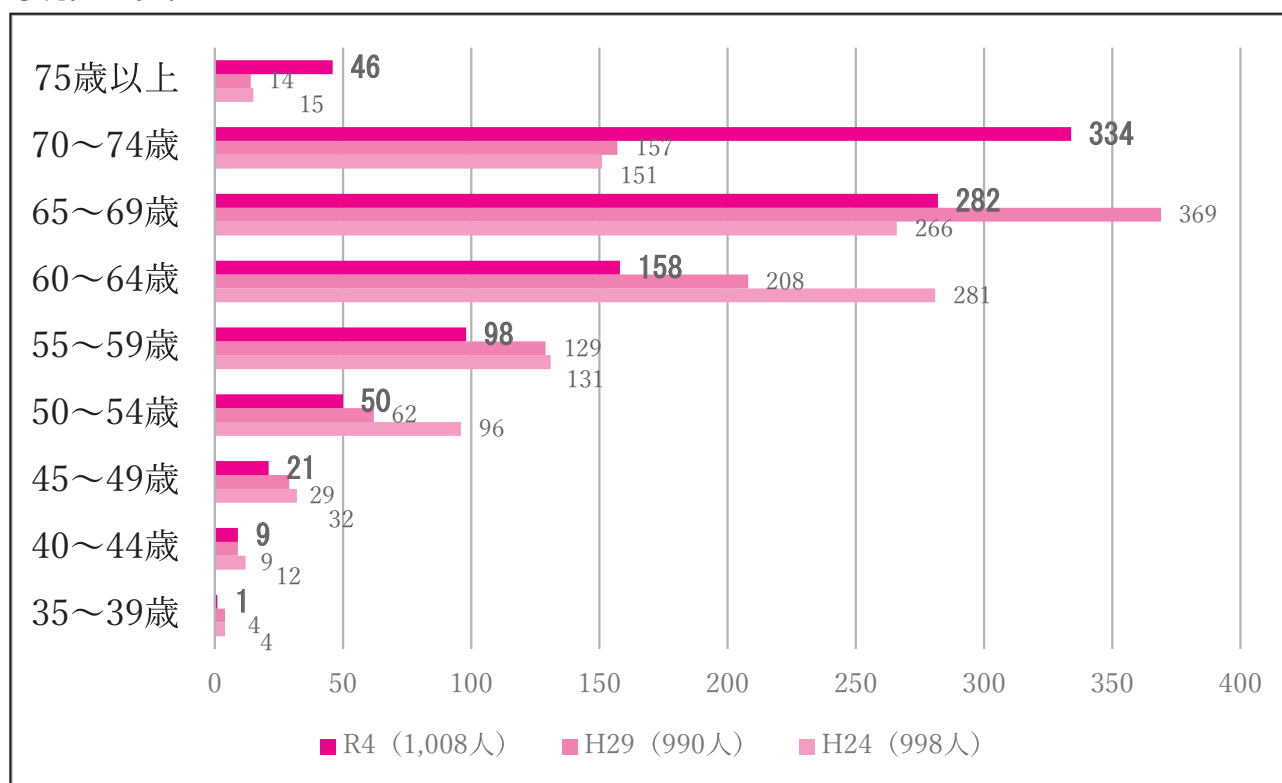
5 民生委員・児童委員活動にかかる実態調査結果の概要

| | |
|-------|---|
| 調査対象 | 金沢市の全委員 |
| 対象者数 | 1,120名（男388名・女732名） ※定数1,125名のうち欠員5名 |
| 調査期間 | 2022年5月26日～7月29日 |
| 回収率 | 90.0% |
| 調査委託先 | 金沢市民生委員児童委員協議会 |

【調査結果】

(1) 回答者の状況

①現在の年齢

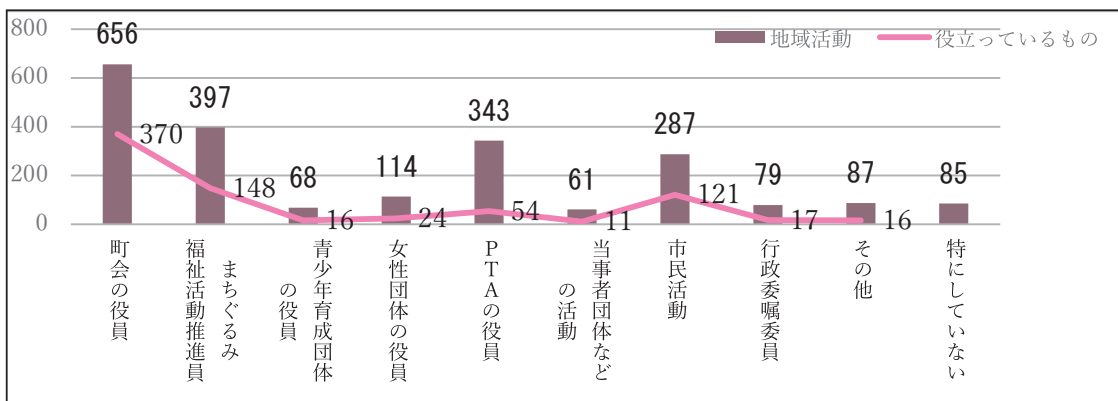


70～74歳の年齢層が最も多く、334人で全体の33.1%を占めている。5年前の調査では65～69歳、10年前の調査では60～64歳の年齢層が最も多く、高年齢化が進んでいるが、令和4年度の調査時点では一斉改選を控えており、委員が入れ替わる前で任期中最後の年であるため、高年齢化していると思われる。

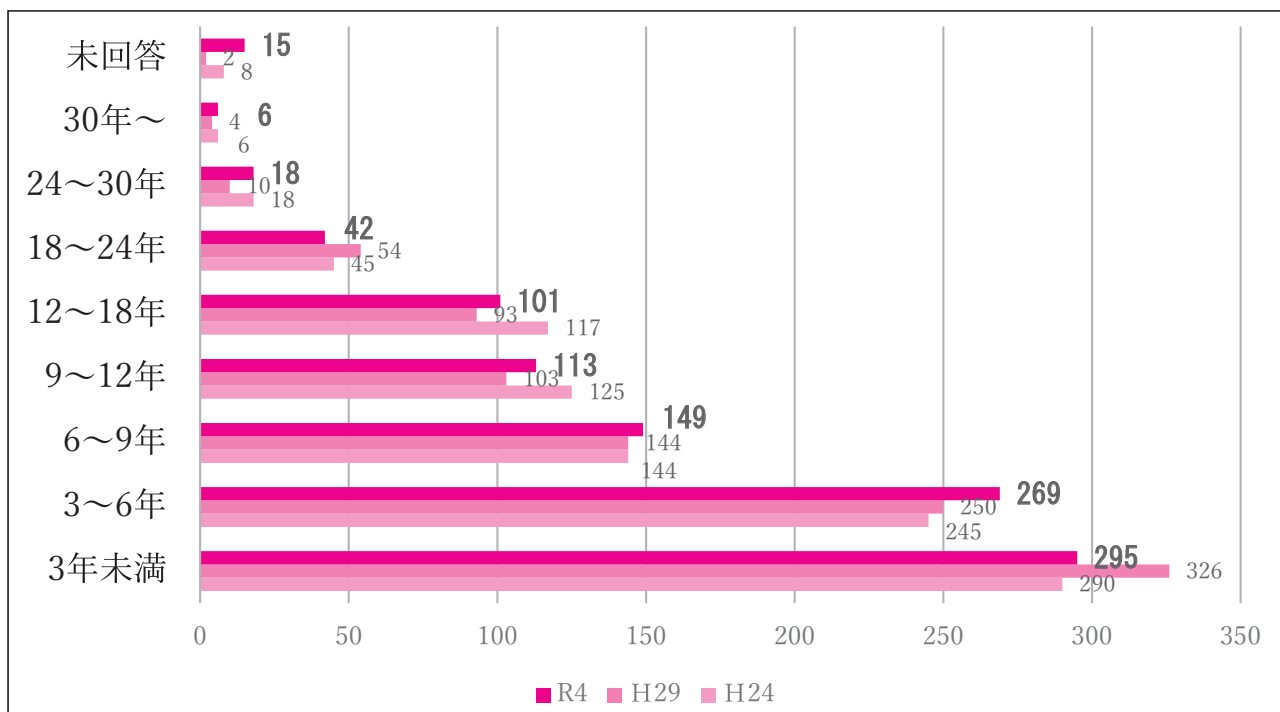
②現在の就労状況

およそ60%の委員が収入を伴う仕事に就いているという点および就労形態別の割合は、5年前および10年前の調査に比べ大きな変化はみられない。

③民生委員・主任児童委員以外の地域活動の経験



④現在までの在任期間（通算）



3期以上（9年以上）の割合が27.7%となっている。5年前は26.6%であり微増しているが、これについても一斉改選の影響が考えられる。10年前は31.1%を占めていた。

⑤担当世帯数（主任児童委員をのぞく）

担当世帯数は、100～200世帯未満の委員がもっとも多く49.6%を占め、次いで100世帯未満の委員が21.0%、200世帯を超える委員は18.9%であった。5年前の調査結果もほぼ同様である。

(2) 活動に対する意識について

①担当世帯数の感じ方

75.5%の委員が「支障はない」「ちょうどいい」「余裕がある」と感じている一方、「担当世帯数が多すぎて十分な活動ができない」、「担当世帯数は少ないが、要援護者が多いので活動に余裕がない」と回答した委員が10.5%であった。

②活動を継続したい年数

定年まで活動を継続したい委員が 33.5%おり、活動継続の希望年数の平均値は 3.3 年であった。

③ひとりの委員が活動を継続する、望ましい年数

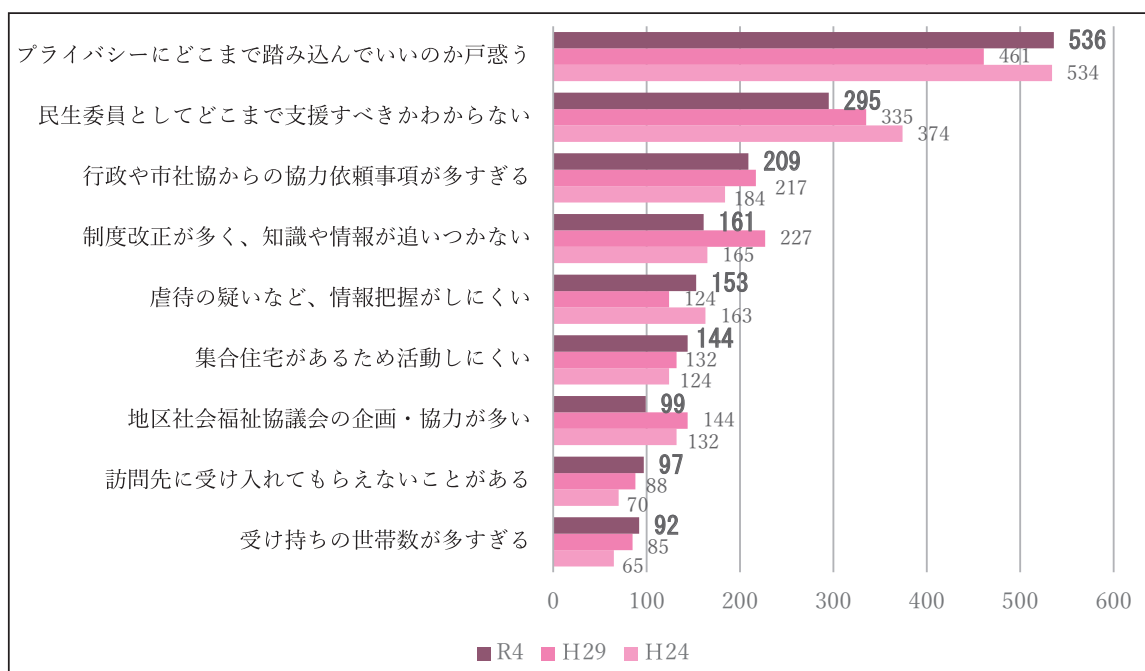
「定年まで活動を継続するのが望ましい」と回答した委員が 22.3%を占めた。望ましい年数は、多い順に「6年（2期）」、「9年（3期）」、「3年（1期）」となっており、平均値は7年であった。

④民生委員（主任児童委員）活動に対するやりがい

活動に対するやりがい度は高く、「とても感じている」「ある程度感じている」と回答した委員が 84.3%を占め、5年前の調査とほぼ同じ結果となった。やりがいや支えにつながることで、「地域住民や身の回りの組織や団体の活動を知ることができた」「活動を通じて仲間が出来た」「地域の福祉活動推進に貢献できた」などが上位に上がっており、こちらも5年前と同様である。

(3) 現在の活動について

①活動をしていく上での悩みや苦勞（上位 10 位）



9割以上の委員が活動上の悩みや苦勞を感じている。（「特にない」が 77 人で全体の 7.6%）

5年前、10年前と同様に「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」「民生委員としてどこまで支援すべきかわからない」「行政や市社協からの協力依頼事項が多すぎる」「社会福祉の制度改正が多く、知識や情報が追いつかない」といったことが課題と言える。

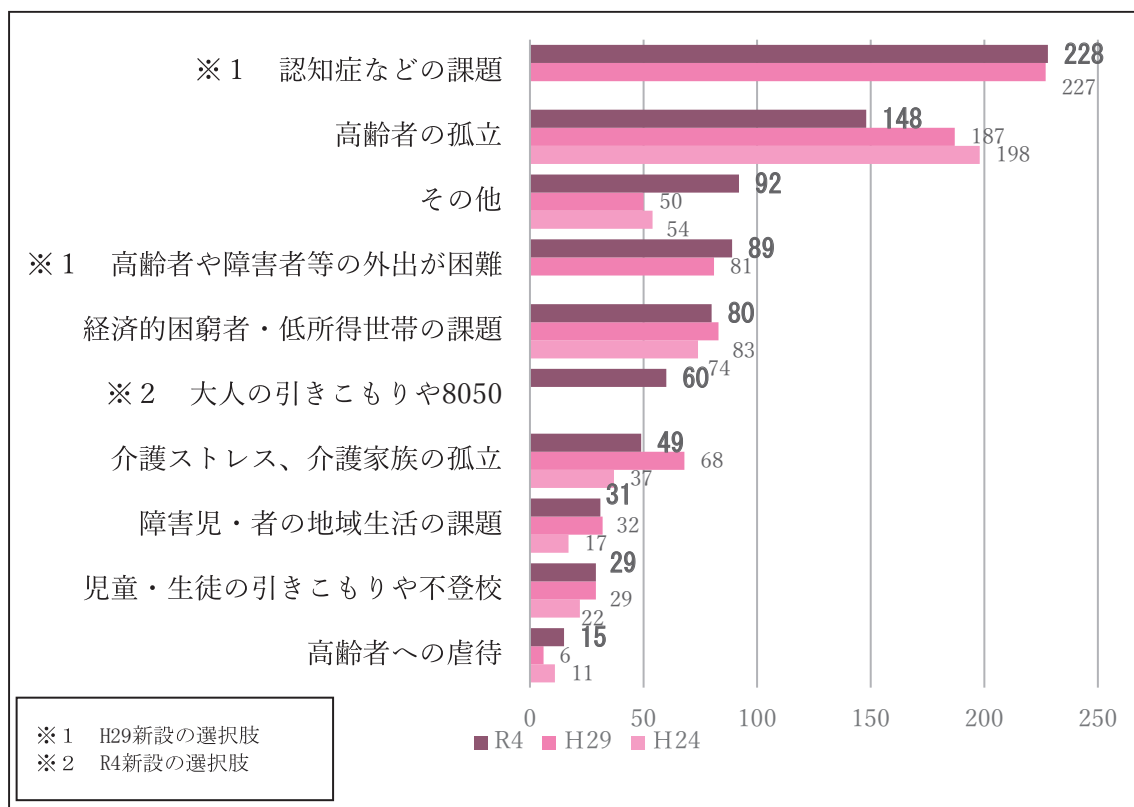
②民生委員（主任児童委員）活動に対する地域の理解度

「とても理解されている」「ある程度理解されている」と感じている委員が 65.5%いるが、「あまり理解されていない」「理解されていない」と感じている委員も 30%を超えており、5年前とほぼ同じ結果となった。

③民生委員（主任児童委員）活動に対する家族の理解（応援）度

「とても理解されている」「ある程度理解されている」と感じている委員が87.3%を占めていた。この割合を男女別に見ると、男性は85.7%、女性は88.5%であった。

④直近1年間で把握（対応）した困りごとを抱えている世帯（上位10位）



「認知症などの課題」「高齢者の孤立」「高齢者や障害者等の外出が困難」が、5年前に引き続き上位にあがっている。今回新設した選択肢「大人の引きこもりや8050」は60件、「ヤングケアラー」は4件であった。また、課題が重複している世帯は578世帯であった。

⑤具体的な個別援助活動として重要になると思う活動

「認知症や寝たきり高齢者支援、介護家族の支援」、「介護予防活動」、「孤立・孤独・自殺防止活動」などがあがっている。

⑥自身の活動をより充実させていくために必要なこと

「町会との連携強化」、「自分自身の資質向上」、「活動に対する地域住民の理解や協力」などが上位にあがっている。

⑦これから自身の活動をより充実させていくために必要だと思う研修

「実際の事例検討を通して、連携や役割分担を確認する」、「事例を題材に課題を見極め、支援方法や対応を検討する」、「災害時などの情報共有方法について、関係機関と一緒に学ぶ」などがあがっている。

6 町会長アンケート調査結果の概要（※地域課題に関連するものを抜粋）

| | |
|-------|--------------------------|
| 調査地域 | 金沢市内全地域 |
| 調査対象 | 金沢市内の全町会長 1,344 名 |
| 調査期間 | 2022 年 7 月 27 日～8 月 12 日 |
| 回収率 | 88.5% |
| 調査委託先 | 金沢大学 融合学域 地域社会学研究室 |

【調査結果】

(1) 町会の現状について

①町会の加入率

| | 人 | % |
|-------------|-------|------|
| 全戸加入 | 626 | 52.6 |
| 90%以上 | 410 | 34.5 |
| 70%以上 90%未満 | 96 | 8.1 |
| 50%以上 70%未満 | 21 | 1.8 |
| 30%以上 50%未満 | 4 | 0.3 |
| 30%未満 | 1 | 0.1 |
| 把握していない | 32 | 2.7 |
| 合計 | 1,190 | 100 |

②町会として世帯名簿を作っているか

| | 人 | % |
|---------------------|------|------|
| 作成し、各世帯に配布している … 1 | 186 | 15.6 |
| 作成しているが、配布していない … 2 | 776 | 65.2 |
| 作成していない … 3 | 228 | 19.2 |
| 合計 | 1190 | 100 |

③（②で1または2と答えた方）世帯名簿の活用方法

| | 人 | % |
|---------------|-----|------|
| 通常の連絡用に使用 | 348 | 39.8 |
| 災害時や緊急時に備えて作成 | 488 | 55.8 |
| その他 | 39 | 4.5 |
| 合計 | 875 | 100 |

③（②で3と答えた方）世帯名簿を作成していない理由

| | 人 | % |
|----------------------------|-----|------|
| 作成事務の負担が大きい | 20 | 9.9 |
| 作成について町会員の理解がえられにくい | 22 | 10.8 |
| 個人情報のため、管理・保存が難しい（情報もれの恐れ） | 78 | 38.4 |
| その他 | 83 | 40.9 |
| 合計 | 203 | 100 |

(2) 町会の活動内容について

①町会運営上の課題と問題点について

| | そう思う | どちらかとい えばそう思う | どちらかとい えばそう思わ ない | そう思わない | 合計 |
|---|------|------------------|------------------------|--------|-------|
| 町会への未加入者が増えている | 26 | 77 | 218 | 823 | 1,144 |
| 役員が高齢化している | 583 | 315 | 151 | 124 | 1,173 |
| 役員のなり手がいない | 627 | 350 | 107 | 87 | 1,171 |
| 少子・高齢化により町会内の人口が減少している | 456 | 325 | 221 | 169 | 1,171 |
| 地域住民の活動に対する関心が低下している | 307 | 600 | 199 | 67 | 1,173 |
| 事業の企画・運営に役員以外の地域住民の参加がない | 293 | 450 | 309 | 109 | 1,161 |
| 事業内容が形骸化している | 273 | 562 | 232 | 84 | 1,151 |
| 行政などからの事務が多く、町会独自の活動を行うのが難しい | 124 | 310 | 501 | 223 | 1,158 |
| ゴミ屋敷や危険な空き家などの住まいや身近な住環境が悪い | 62 | 145 | 422 | 533 | 1,162 |
| 高齢者世帯の見守りなどの福祉的な課題が増加している | 184 | 547 | 294 | 135 | 1,160 |
| プライバシー保護の観点から、世帯の実態がつかみきれず、相互扶助活動に支障が出ている | 104 | 396 | 444 | 219 | 1,163 |
| 活動のデジタル化（ホームページ、SNS、オンライン会議等の活用）が進まない | 486 | 437 | 150 | 79 | 1,152 |
| 財源の確保に苦慮している（財源が乏しい） | 95 | 183 | 485 | 404 | 1,167 |
| 法律相談事案など、トラブルが増加している | 12 | 64 | 441 | 647 | 1,164 |

②新型コロナウイルスの感染拡大による町会活動への影響（複数回答）

| | 回答数 | % |
|----------------------|-------|------|
| 完全に活動が停止した | 299 | 25.6 |
| 活動する頻度が減少した | 799 | 68.5 |
| 活動者が減少した | 348 | 29.8 |
| イベントや集会が中止になった | 951 | 81.5 |
| イベントや集会が延期になった | 228 | 19.5 |
| 活動場所が閉鎖した | 54 | 4.6 |
| 活動者間のコミュニケーションが減った | 536 | 45.9 |
| 活動者の活動への熱意が減少した | 301 | 25.8 |
| 活動者間の合意形成が難しくなった | 200 | 17.1 |
| トラブルが生じるようになった | 14 | 1.2 |
| オンライン化により参加者が増加した | 2 | 0.2 |
| オンライン化により情報交換が活発になった | 23 | 2.0 |
| その他 | 32 | 2.7 |
| あてはまるものはない | 63 | 5.4 |
| 合計 | 3,850 | |

(3) 協働のまちづくりについて

①連携している組織や団体等（複数回答）

| | 回答数 | % |
|----------------------|-------|------|
| 他の町会 | 389 | 33.4 |
| 公民館 | 1,033 | 88.7 |
| 地区社会福祉協議会 | 608 | 52.2 |
| 自主防災組織 | 532 | 45.7 |
| 婦人会 | 507 | 43.6 |
| 老人会 | 507 | 43.6 |
| 子ども会 | 645 | 55.4 |
| 民生委員・児童委員 | 770 | 66.2 |
| 学校 | 437 | 37.5 |
| 保育園、幼稚園、学童クラブ | 138 | 11.9 |
| 商店街、商工会議所、青年会議所など | 58 | 5.0 |
| ロータリークラブ・ライオンズクラブ | 4 | 0.3 |
| 寺社、教会 | 199 | 17.1 |
| 農業、漁業、森林組合 | 95 | 8.2 |
| 企業 | 37 | 3.2 |
| ボランティア団体、NPO及び市民活動団体 | 26 | 2.2 |
| 学生団体 | 13 | 1.1 |
| 地域のサークル | 44 | 3.8 |
| その他 | 28 | 2.4 |
| 連携している組織や団体はない | 76 | 6.5 |
| 合計 | 6,146 | |

② ①の団体と連携して行っている活動（複数回答）

| | 回答数 | % |
|---------------------------------|-------|------|
| 地域福祉の充実（地域サロン、声掛け・見守りなど） | 641 | 60.8 |
| まちの安全・安心の確保（子どもの見守り、空き家の維持管理など） | 537 | 50.9 |
| まちの防災対策の推進（防災訓練など） | 648 | 61.4 |
| 生活環境の整備（ごみステーションの整備、里山の維持管理など） | 631 | 59.8 |
| 子どもの育成環境の整備（児童クラブ、子どもの居場所づくりなど） | 295 | 28.0 |
| まちづくりの方向やルールの方策定（「まちづくり計画」など） | 127 | 12.0 |
| 生活支援の充実（買い物支援や除雪支援、家事支援など） | 173 | 16.4 |
| その他 | 52 | 4.9 |
| 合計 | 3,104 | |

④ 町会と地域福祉との関わりについて

①自分の地域の地区社会福祉協議会が、金沢市や金沢市社会福祉協議会と連携して地域福祉活動を行っているのを知っているか（複数回答）

| | 回答数 | % |
|-------------|-------|------|
| 地域サロン | 683 | 58.1 |
| 子育てサロン | 323 | 27.5 |
| 友愛訪問（見守り活動） | 311 | 26.5 |
| 敬老会行事 | 783 | 66.6 |
| 配食サービス | 176 | 15.0 |
| 広報の配布 | 669 | 56.9 |
| どれも知らない | 153 | 13.0 |
| 合計 | 3,098 | |

②民生委員・児童委員の活動内容を知っているか

| | 人 | % |
|-----------|-------|------|
| よく知っている | 181 | 15.4 |
| ある程度知っている | 644 | 54.8 |
| あまり知らない | 303 | 25.8 |
| まったく知らない | 48 | 4.1 |
| 合計 | 1,176 | 100 |

③一人暮らし高齢者や障害のある人など支援を要する人の把握状況

| | 人 | % |
|---------|-------|------|
| 把握している | 851 | 72.7 |
| 把握していない | 320 | 27.3 |
| 合計 | 1,171 | 100 |

④（③で把握していない場合）把握していない理由（複数回答）

| | 回答数 | % |
|-------------|-----|------|
| 対象者がわからないから | 175 | 53.0 |
| 負担が大きいから | 61 | 18.5 |
| 方法がわからないから | 103 | 31.2 |
| その他 | 67 | 20.3 |
| 合計 | 406 | |

7 ブロック別地区社協・民児協会議における意見交換の概要

(1) 地域安心生活支え合い事業について

利点

- ・ これまでは町会、民児協、地区社協がばらばらで活動していたが、事業を行うにあたって三者が連携するきっかけができた。
- ・ 支え合い事業による普段からの支援活動を、災害時の対応につなげていきたい。
- ・ 福祉の問題は自分が課題を抱えるようになって初めて重要さに気づくことが多いが、支え合い事業に参加することで、自分が当事者になる前から課題を意識できるようになった。

課題

- ・ ボランティアの需要に対して、スタッフの数が不足している。
- ・ 地域福祉のボランティアスタッフとしての働き盛りは60代と言われており、支え合い事業を開始した当時は働き盛りであった世代が、現在は高齢化のため活動が難しくなっている。高齢化に伴って、引き受けることができなくなった作業もある。
- ・ 若い世代のボランティアを募集したいが、効果的な勧誘方法が分からない。
- ・ 住宅街エリアの場合、コミュニティカフェなど拠点づくりのための会場を確保することが難しい。空き家を活用したくても、持ち主との交渉がうまくいかない。
- ・ アンケートにより、簡単な頼まれ事であればボランティアとして参加できそうと感じている住民が一定数いることが分かったため、負担になり過ぎないマッチングを考えていきたい。そのためには普段からの付き合いが重要であり、住民同士の関係をいかにつないでいくかが課題と考えている。

(2) コロナ禍における地域福祉活動の状況について

- ・ 感染リスクの高い行事は中止し、対面のない代替行事を開催するなどして対応している。
- ・ どの程度の感染状況であれば安全という基準が分からないため、開催の判断が難しい。
- ・ コロナ禍で中止となった敬老会の代替事業として祝い品を配布したことで、もともと民生委員の訪問対象外になっていた、同居家族がいる高齢者を訪問する機会となり、状況を把握できた。
- ・ 敬老会の参加対象を狭めての開催としたが、過去の実績と比べて参加者が増加した。行動が制限される中で、多くの方が今まで以上に行事などへの参加意欲を高めている。
- ・ サロンなどで集まることで友人ができ、人とのつながりが生まれるので、コロナ禍といってもやはり実際に集まるのが大事だと感じる。

(3) 民生委員について

- ・できるだけ長期で務めてくれる方のほうが、地域住民の顔を覚えることができ、ふさわしいと感じるが、1年で辞めてしまうケースもある。長く続ける方法を考える必要がある。
- ・若年層の町会への参加意思の低下が課題である。集合住宅などは特に、地域のつながりが希薄で、地域への愛着が無く、近所の人は何をしているかわからない状況が広まっている。この状況の改善が民生委員のなり手の増加につながると考えているため、地域活動のアピールをもっと増やしていきたい。
- ・就労者の定年年齢が上がっているため、なり手の確保が難しくなっている。また、就労者の民生委員が増えることで、平日の活動が制限されるため、今後どのように対応をとっていくべきか検討する必要がある。
- ・選出方法が地域ごとに異なり、後任選びに苦慮している地域も多い。
- ・町会長の任期が1～2年と短い地域が多く、町会と民生委員との連携が不足している。
- ・将来、民生委員のなり手不足が進み、1～2年の任期で持ち回りやくじ引きにより民生委員を決めるような状況になってしまうと、地域コミュニティの崩壊につながると危惧している。行政と地域みんなでこの問題を真剣に考えなければいけない。

(4) 災害時要援護者の支援について

- ・有事の際に本当に援護できるか不安がある。
- ・避難行動要支援者名簿に載っている方の中で援護の必要性にかなりばらつきがあり、実際に差し迫って援護が必要となるのは15%くらいと思われる。このため、個別避難計画の必要性を感じている。

(5) その他

- ・8050問題が深刻化していると感じる。親世代が亡くなった後の、子の自立支援に関する取組が必要とされている。
- ・地域福祉支援コーディネーターについて、地区によって事業の推進状況がまちまちである。どのような業務をすればよいか分からずコーディネーターが手持無沙汰になってしまう場合もあれば、コーディネーター自身が元々持っていたネットワークや知識を活かすなどして事業が発展している場合もある。

8 金沢市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

| 番号 | 委員氏名 | 所属団体役職名 |
|----|----------|------------------------------------|
| 1 | 宇野 孝一 | 金沢市善隣館協議会 幹事長 |
| 2 | 桶川 秀志 | 金沢市社会福祉協議会 会長 |
| 3 | 釜谷 匡子 | 金沢市老人連合会 副会長 |
| 4 | 川元 傳 | 金沢市地区社会福祉協議会会長部会 米丸校下社会福祉協議会 会長 |
| 5 | 高野 善一 | 金沢市民生委員児童委員協議会 会長 |
| 6 | 竹上 勉 | 金沢市公民館連合会 会長 |
| 7 | 中 恵美 | 金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長 |
| 8 | 中川 一成 | 金沢市町会連合会 会長 |
| 9 | 能木場 由紀子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会 会長 |
| ◎ | 10 真砂 良則 | 北陸学院大学 人間総合学部長 社会学科教授 |
| ○ | 11 眞鍋 知子 | 金沢大学 融合研究域融合科学系教授 |
| | 12 水本 協子 | かなざわご近所コラボプロジェクト 代表 |

◎は会長、○は副会長

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

9 審議経過

| 年 月 日 | 事 項 |
|----------------------|--|
| 令和4年4月27日 ～5月23日 | ○地区社会福祉協議会アンケート調査 実施 |
| 5月24日 | ○金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ第1回会議 ・金沢市地域福祉計画 2023 の目指す内容や課題について共有 ・策定スケジュールの確認 |
| 5月26日 ～7月29日 | ○民生委員児童委員実態調査 実施 |
| 6月28日 | ○金沢市社会福祉審議会 第1回地域福祉専門分科会 ・金沢市地域福祉計画 2018 の検証 ・金沢市地域福祉計画 2023 の目指す内容や課題について共有 ・策定スケジュールの確認 |
| 7月4日 ～10月11日 | ○ブロック別地区社協・民児協議（計8回） ・意見交換会 |
| 7月27日 ～8月12日 | ○町会長アンケート 実施 |
| 9月30日 | ○金沢市社会福祉審議会 第2回地域福祉専門分科会 ・アンケート、実態調査の報告 ・金沢市地域福祉計画 2023 の計画の基本目標、方向性、取組内容の整理 |
| 10月19日 | ○金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ第2回会議 ・金沢市地域福祉計画 2023 の計画の基本目標、方向性、取組内容の整理 ・成果指標の検討 |
| 11月28日 | ○金沢市社会福祉審議会 第3回地域福祉専門分科会 ・金沢市地域福祉計画 2023（素案）の提示 ・成果指標の検討 ・パブリックコメントの実施について |
| 12月26日 ～令和5年1月25日 | ○パブリックコメントの実施 |
| 1月30日 | ○金沢市地域福祉計画見直し庁内ワーキンググループ 第3回会議 ・パブリックコメントの結果について ・金沢市地域福祉計画 2023（案） |
| 2月10日 | ○金沢市社会福祉審議会 第4回地域福祉専門分科会 ・パブリックコメントの結果について ・金沢市地域福祉計画 2023（案）の提示 |

金沢市地域福祉計画 2023

2023年（令和5年）3月発行

発行／金沢市

編集／福祉健康局福祉政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL.076-220-2278 FAX.076-260-7192

E-mail fukusei@city.kanazawa.lg.jp